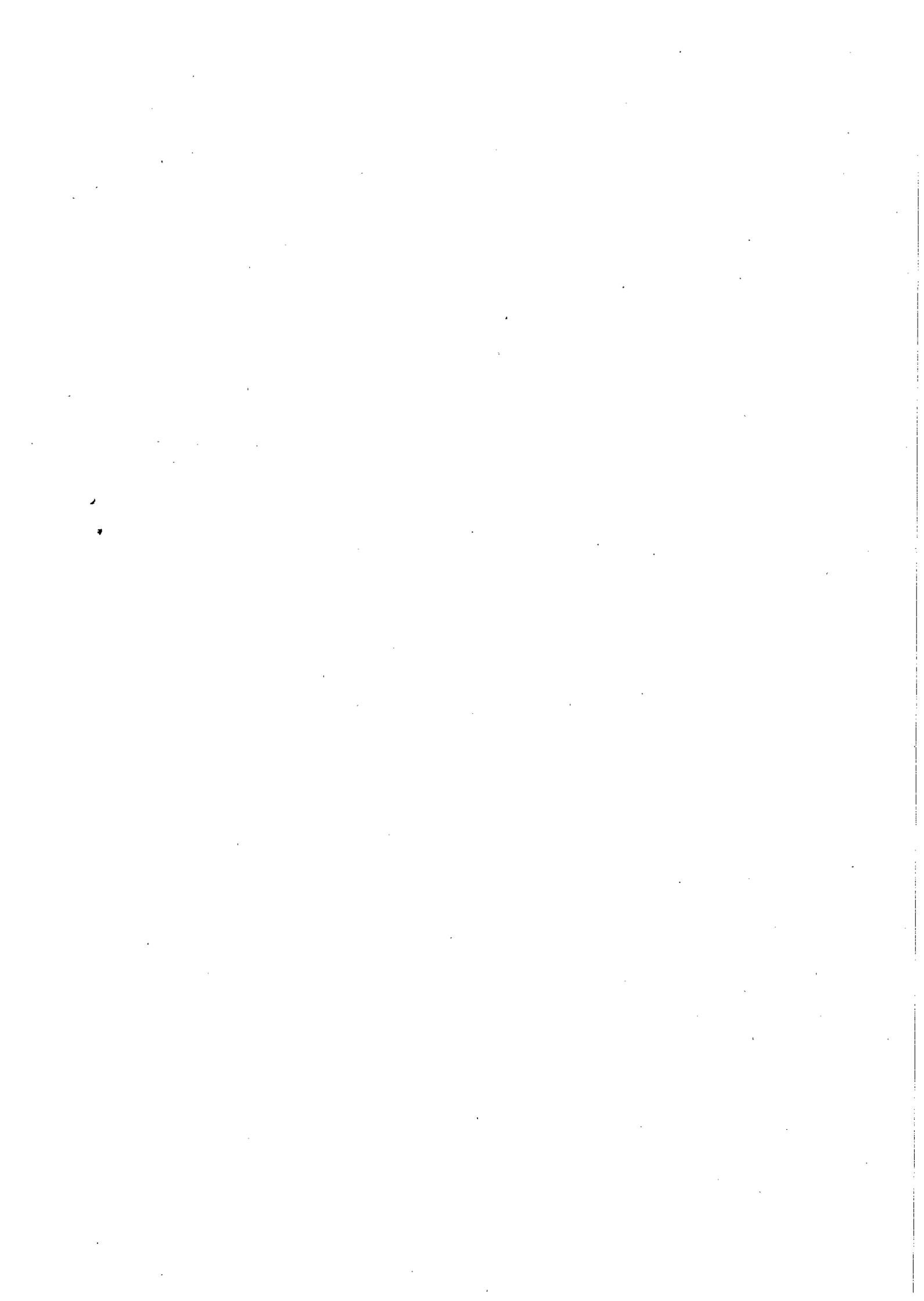


## 中期計画事例集

<政令指定都市、静岡県>

独法名	設立時期	構成 病院数	頁
地方独立行政法人神戸市民病院機構（第1期）	H21. 4. 1	2	1
地方独立行政法人福岡市立病院機構（第1期）	H22. 4. 1	2	34
地方独立行政法人京都市立病院機構（第1期）	H23. 4. 1	2	57
地方独立行政法人堺市立病院機構（第1期）	H24. 4. 1	1	82
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26. 4. 1	2	105
地方独立行政法人広島市立病院機構	H26. 4. 1	4	120
地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26. 10. 1	3	143
地方独立行政法人静岡県立病院機構（第1期）	H21. 4. 1	3	165



## 地方独立行政法人神戸市民病院機構中期計画

### 目次

#### 前文

- 第1 中期計画の期間
- 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 市民病院としての役割の発揮
  - 2 専門性の高い医療の充実
  - 3 市民・患者と共に支える地域医療
  - 4 地域医療機関との連携協力の推進
  - 5 安全管理を徹底した医療の提供
  - 6 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上
  - 7 臨床研究及び治験の推進
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 すべての職員がプロとして活躍し、やりがいを持つ病院
  - 2 人材の成長を促進する人事給与制度と育成プログラムの充実
  - 3 教育病院として医療に携わる人材の育成への貢献
  - 4 外部評価の活用及び監査制度の充実
  - 5 環境にやさしい病院づくり
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 1 資金収支の均衡
  - 2 質の高い経営ができる病院
- 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
  - 1 PFI手法による中央市民病院の再整備
  - 2 医療産業都市構想への寄与
- 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 第7 短期借入金の限度額
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
- 第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### 前文

神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）は、地方独立行政法人制度の特徴である機動性及び柔軟性を生かしながら、今後とも市民病院の基本理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもとで、引き続き、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害その他の緊急時における医療、高度・

先進医療等の不採算医療や行政的医療も含め、市民に質の高い医療を安全に提供する。

また、中央市民病院は市全域の基幹病院として、西市民病院は市街地西部の中核病院として、患者の立場に立って、市民の生命と健康を守るという役割を果たす。

計画期間中、次の事項を重点項目とする。

- ①中央市民病院は、標準医療を高いレベルで提供するとともに、他の医療機関との連携及び役割分担のもとで不採算医療や行政的医療を提供する。さらに、平成22年度中の施設完成を目標に、21世紀にふさわしい新病院の開設に向けて準備を進め、日々進歩する医療技術に十分に対応するために、高度専門医療センターの設置など機能の充実を図るとともに、さらなる人材の確保・育成、計画的な設備整備計画に基づく医療環境の整備に努め、引き続き、標準医療を高いレベルで提供する。
- ②西市民病院は、高齢者が多いといった市街地西部の医療ニーズを踏まえた特色づくりに取り組み、引き続き医療機能の充実を図る。
- ③地方独立行政法人の柔軟性を生かした人事制度の構築や研修制度の充実など人材育成にも取り組み、中央市民病院及び西市民病院（以下これらを「市民病院」という。）が、職員にとってもやりがいがある働きやすい職場となるよう努める。特に西市民病院の医師確保をはじめ、優れた専門職の確保に努めることにより、市民サービスの向上にもつなげる。
- ④経営面では、地方独立行政法人のメリットである機動性及び柔軟性を発揮し、迅速な意思決定が図られる体制を整備するとともに、多様な雇用形態の活用や複数年契約など多様な契約手法を導入するなど収入の確保や費用の合理化など経営改善に努め、計画期間中の資金収支の均衡及び病院ごとの経常黒字を目指す。

なお、近年、医療制度改革など病院を取り巻く環境は大きく変化しており、これに柔軟に対応するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条及び第83条の手続きを経て、必要に応じて本計画の見直しを行う。

## 第1 中期計画の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 市民病院としての役割の発揮

#### (1) 救急医療

- ・市民病院は、神戸市の救急医療システムの下、初期救急医療から3次救急医療まで、市民病院としての役割を果たすために、地域医療機関と密接な連携を図ることにより、それぞれの役割に応じて「断らない救急医療」に努める。

- ・中央市民病院は、救命救急センターとしての役割を十分に果たすことが命題であり、より重症・重篤な患者に対して365日24時間体制の救急医療を提供することに主眼を置いた体制を常に確保する。
- ・現在、平成22年度中の施設完成を目標に整備を進めている新中央市民病院においては、ICU(8床)、CCU(6床)を含む専用病床50床を有する救命救急センターに、手術可能な初療室やCT撮影室、屋上に設置したヘリコプターの場外離着陸場と手術部門に直結した緊急エレベーター等を整備するなど、救急医療体制の充実を図る。
- ・西市民病院は、市街地西部の中核病院として、地域住民の安心・安全を守るため、医師不足の解消や勤務の負担軽減に取り組むことにより、救急医療体制の充実を目指す。

関連指標 (単位：人，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
救急外来患者数	40,980	12,080
うち入院	5,589	2,178
うち救急車受入	6,184	1,118

## (2) 小児・周産期医療

- ・神戸市域における小児・周産期医療を安定的に提供することができるように、市内の医療機関と十分に連携を図り、役割分担を明確にした上で、医療スタッフの充実や医療技術の向上に努めるなど体制の充実を図る。
- ・妊婦に対する継続的な支援と助産師・医師の役割分担の考え方にに基づき、助産師外来を継続して行う。
- ・中央市民病院は、地域周産期母子医療センターとして、ハイリスクな出産及び小児難病等への対応をより積極的に行う。そのために、十分な受入体制が確保できるよう、引き続き医師の確保及び養成に努める。
- ・新中央市民病院では、成育医療センターを設置し、妊娠から出生、新生児期、小児期を経て思春期に至るまで一貫した医療を提供する。
- ・西市民病院は、周辺の周産期センターと緊密な連携を図りながら、「産婦の自主性の尊重」及び「安全性の確保」を指針とし、正常分娩を中心としつつ、新生児に対する小児科医の24時間以内診察及び退院時診察の体制維持を目指し、市街地西部の中核病院の周産期施設としての役割を果たす。

関連指標 (単位：人，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
小児科患者数	入院延 15,154	入院延 2,297
	外来延 21,800	外来延 10,439
小児科救急患者数	8,437	771
	うち入院 719	うち入院 129
NICU患者数	3,198	NICU未設置
分娩件数	596	501

	うち帝王切開 225	うち帝王切開 136
助産師外来患者数	78	119

※西市民病院の助産師外来患者数は、平成19年10月～平成20年3月の実績

※中央市民病院の助産師外来患者数は、平成20年6月～10月の実績

### (3) 感染症医療

- ・新興感染症等については、県下で数少ない第1種感染症指定医療機関及び市内で唯一の第2種感染症指定医療機関である中央市民病院を中心に、市と連携を図りながら、市全域における安全の確保に向けて率先した対応を行う。
- ・新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ及びウエストナイル熱等の代表的な感染症については、市の対応マニュアルを下に、市民病院における具体的な対応策を検証しながら、改善を検討するとともに、関係機関と連携した対応が円滑に行えるよう、市等が行う訓練に参加するほか、必要な対策・訓練を実施する。
- ・中央市民病院は、より専門性の高い感染症医療に対する知識の習得に努め、新興感染症等の新たな医療課題への対応を率先して行う。
- ・新中央市民病院では、感染症センターを設置し、新型インフルエンザなどの新興感染症等に対応する。
- ・西市民病院は、中央市民病院及び保健機関等と連携を図りながら、トリアージ室を有効活用して、新興感染症等の新たな医療課題への対応に取り組む。

関連指標

(単位：人，平成19年度実績)

項目	中央市民病院
感染症患者数（第1種）	0
〃（第2種）	143

### (4) 災害その他の緊急時における医療

- ・阪神・淡路大震災の経験を生かし、大規模地震をはじめ様々な災害に万全の対応を図ることができるように、災害拠点病院に指定されている中央市民病院を中心として、「神戸市地域防災計画」「神戸市国民保護計画」等に基づき、市と十分な連携の下で、災害医療訓練等の実施に努める。
- ・災害その他の緊急時には、自らの判断で医療救護活動を行うとともに、市長からの求めに応じた対応を行う。
- ・特に新中央市民病院においては、免震構造の導入や災害活動スペースの設置などを行い、災害拠点病院として自然災害及び大規模事故災害などに対しても機能を十分に発揮し、迅速な対応が行える施設を整備する。

関連指標

(単位：回，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
災害訓練回数	37	15
災害研修回数	1	2

被災地等への派遣件数	—	—
------------	---	---

## 2 専門性の高い医療の充実

### (1) 高い専門性と総合的な診療

- ・中央市民病院は、地域完結型の医療提供体制のもと、公的医療機関として市民から必要とされる広範囲な疾患に対応しうる医療を提供するとともに、市全域の基幹病院として、専門外来をはじめ、より高度で専門性を必要とする疾患領域まで対応する。
- ・新中央市民病院においては、今後さらに重要になると考えられる医療分野について、来院当初から患者に対し、内科系医師・外科系医師・看護師などがチームを組んで治療に当たれるような体制を充実して病棟部門等に高度専門医療センターとして設置する。
- ・西市民病院は、各診療科の体制を充実し、専門性の高い医療を提供するとともに、地域医療機関との連携を強め、がん治療の充実、運動器・脊椎外科センター及び生活習慣病センターをはじめとする特色づくりに取り組み、魅力ある病院へと転換することを目指す。

### (2) 4 疾病への対応(がん治療・脳卒中治療・急性心筋梗塞治療・糖尿病治療)

- ・4 疾病への対応としては、地域医療機関との役割の分担及び機能の連携を明確にしたうえで、病院ごとの使命を果たしながら市民に適切に医療を提供する。
- ・中央市民病院は、地域がん診療連携拠点病院でもあり、がん治療の分野において、より低侵襲的な治療技術、化学療法及び放射線治療等を提供するとともに、がん患者への相談体制を強化する。また、脳卒中をはじめとした脳血管障害や急性心筋梗塞をはじめとした心臓循環器領域の疾患に対しても、従来どおり高度な治療技術を提供する。糖尿病性合併症等については、関係診療科等と連携を図りながら取り組む。
- ・新中央市民病院においては、がんや心臓、脳卒中に関する高度専門医療センターの設置を計画している。市民が安心して暮らせる医療環境を提供し続けていくためにも、これらのセンター機能を充実させ、人材確保・育成を含めた適切な運用体制の構築を図る。
- ・西市民病院は、がん治療については、高水準の手術や治療の実施により、患者のQOL（生活の質）の向上に取り組むとともに、再発予防を含めた化学療法や、当面、西神戸医療センターを含めた市民病院群との連携による放射線治療の充実を図るなど、集学的治療に取り組む。糖尿病については、患者ニーズにあわせた教育入院、糖尿病教室及び糖尿病療養指導士による指導等の充実を図るとともに、緊急入院への対応など救急治療にも積極的に取り組む。さらに、生活習慣病センターを活用し、関係診療科との連携やチーム医療の推進を図る。

関連指標

(単位：人，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
----	--------	-------

がん退院患者数	4,656	1,627
がん患者外来化学療法数	5,043	1,378
がん患者放射線治療数	11,150	49
脳卒中退院患者数	1,088	60
急性心筋梗塞退院患者数	162	1
糖尿病退院患者数	381	216

※西市民病院のがん患者放射線治療数は平成20年4月～10月の他病院への紹介患者数

### (3) 高度・先進医療

- ・新たな医療に適切に対応するため、医療需要の質的・量的変化に適切に対応し、各病院の医療機能に応じて、他の地域医療機関では提供できない高度・先進医療を提供する。
- ・市民病院の高度・先進医療等の充実のため、高度医療機器などの更新及び整備計画を策定し、計画的な更新・整備を行う。
- ・市全域の基幹病院である中央市民病院は、より高度で先進的な医療の提供を担う医療機関として、医療技術の取得、レベル向上に向けた医療スタッフの確保・育成を計画的に行う。
- ・新中央市民病院においては、今後さらに重要になると考えられる医療分野について高度専門医療センターを設置し、チーム医療による最適な医療を提供する。
- ・西市民病院は、医師及び看護職員をはじめとする医療職の確保及び定着を図り、各診療科の体制の充実を実現することで、さらに安全で質の高い心のこもった医療の提供に取り組む。

関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
検査人数(CT)(人)	21,944	9,109
検査人数(MRI)(人)	11,703	3,755
検査人数(心臓血管造影)(人)	1,485	36
検査人数(脳血管造影)(人)	948	—
手術件数(入院・外来合計)(件)	7,995	3,417
全身麻酔実施件数(件)	4,056	1,577
がん患者外来化学療法数(再掲)(人)	5,043	1,378
がん患者放射線治療数(再掲)(人)	11,150	49

※西市民病院のがん患者放射線治療数は平成20年4月～10月の他病院への紹介患者数

## 3 市民・患者と共に支える地域医療

### (1) 市民・患者へのサービスの一層の向上

- ・患者満足度調査等の実施にあたっては、市民・患者の視点からテーマを絞り込むなど市民・患者ニーズをより具体的に把握できるような工夫も行う

とともに、各病院の患者サービス委員会が中心となって、ソフト・ハード両面での改善を進めるとともに、院内コンサートなど患者に安らぎを提供する行事を開催するなど患者へのサービスの質の一層の向上を図る。

- ・外来、検査及び手術の枠の見直しや診療時間を弾力的に運用することにより患者の受入れを円滑に行うなど、待ち時間の短縮や待ち時間の過ごし方について総合的な待ち時間対策に取り組む。さらに、患者相談窓口業務の充実や市民・患者ニーズや運営体制も踏まえた土曜日等の検査等の実施についての対応に取り組む。
- ・患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的実施して施設の改修等を行うなど療養環境の維持・向上に努める。
- ・国際化の進展等による多言語への対応をはじめとして、誰もが利用しやすい病院づくりに取り組む。
- ・安全で疾病に適した食事の充実と、栄養管理の観点からNST(栄養サポートチーム)活動に取り組む、治療効果を向上させる。
- ・適切な医療サービスを提供する観点から、救急医療等市民病院の役割を市民・患者に理解していただく方策も検討する。
- ・新中央市民病院では、診察や検査のタイミングがわかる端末携帯による呼び出しシステム導入や、待ち時間を快適に過ごすために健康に関する資料などを常備した市民健康ライブラリーの設置を検討する。また、患者・家族がゆっくりできるデイルームやプライベートにも配慮した個室、個室感覚のある多床室を整備するなど療養環境の改善に努める。

関連指標

(単位：%，平成19年度調査結果)

項目	中央市民病院	西市民病院
患者満足度調査結果(入院患者) (満足+やや満足)	96.7	96.9
患者満足度調査結果(外来患者) (満足+やや満足)	93.7	94.1

(2) 市民・患者への適切な情報提供

- ・「患者の権利章典」の下、患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセント(患者が医療の内容及び自分に合った治療法などについて、医師からわかりやすい言葉で丁寧な説明を受けた上で、患者が正しく理解し納得して、同意すること)を徹底するとともに、引き続きセカンドオピニオン(患者及びその家族が、病状や治療法等について、主治医と別の専門医の意見を聴くこと)についても対応する。
- ・各診療科の特色や代表的な疾患の治療方針をはじめとして市民病院の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するとともに、患者向け広報誌の定期的発行や市民・患者向け教室の開催等を行う。

- ・新中央市民病院の整備については、ホームページやパンフレット等にわかりやすく記載し、区役所や駅など市民が手に取りやすいところに設置するなど、積極的に広報に努めるとともに、市民への「出前トーク」等も引き続き行う。

関連指標

(単位：回，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
各種教室等開催回数	4 (心臓・糖尿病・腎臓・禁煙)	3 (糖尿病・禁煙・市民公開講座)
セカンドオピニオン受付数	156	3
市民向け広報発行回数	しおかぜ通信 3	虹のはし 1

### (3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアを積極的に受け入れ、職員と互いに連携をとりながら、市民・患者の目線に立ったサービスの向上を図るため、よりきめ細やかな取組に努める。また、病院運営の中における役割を明確にした上で、ボランティアの活動が円滑に行えるよう支援を行う。

関連指標

(平成19年度末現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
ボランティア登録人数(人)	109	39
ボランティア活動時間(延べ時間/月)	405	167

## 4 地域医療機関との連携協力の推進

### (1) 地域医療機関・保健機関・福祉機関との連携推進

- ・地域医療機関のニーズを把握し、地域医療機関との連携及び協力の体制の充実を図り、役割に応じた患者の紹介・逆紹介を行うとともに、高度医療機器の共同利用等の促進に取り組むなど、これまで培ってきた地域医療機関との連携や逆紹介システムの活用をもとに病診・病病連携をより一層推進する。
- ・保健所、訪問看護ステーション及び老人保健施設などと情報交換を行い、緊密に連携を図る。
- ・中央市民病院は、市全域の基幹病院として、症状の安定した患者の逆紹介、重症度に応じた適切な救急患者の受入れや高度医療機器の共同利用を行うなど、紹介率・逆紹介率をより高め、地域医療機関との連携をさらに強化するためにも、地域医療支援病院の承認に向けた準備を進める。
- ・新中央市民病院では、地域完結型医療を推進する病院の中核として地域医療連携センターを設置し、体制を強化する。
- ・西市民病院は、各診療科の医師と地域医療機関の医師が顔の見える連携を図り、信頼関係を構築することで市街地西部の中核病院としての役割を果たすことを目指す。

目標値 (単位：%；実績値は平成20年3月実績・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
紹介率	38.3	—	41.6	42以上
	43.5	45以上	—	—
逆紹介率	35.8	—	35.0	35以上
	53.4	65以上	—	—

※ 中央市民病院の実績値は、上段は従来算定式、下段は地域医療支援病院要件算定式によるもの。西市民病院の実績値は従来算定式。

※ 従来算定式

紹介率＝文書により紹介された患者の数＋救急車で搬送された患者の数／初診患者の数－時間外・休日・深夜に受診した6歳未満の初診患者×100

逆紹介率＝文書により紹介した患者の数／初診患者の数×100

※ 地域医療支援病院算定式

紹介率＝紹介患者の数（開設者と関係のない医療機関から紹介された初診患者）＋救急患者数（緊急的に入院し、治療を必要とした救急患者。初診患者に限る）／初診患者の数（初診に限る。休日又は夜間に受診した初診の救急患者を除き、緊急的に入院し治療を必要とした救急患者を含む）×100

逆紹介率＝逆紹介患者の数／初診患者の数（地域医療支援病院算定式紹介率の初診患者の数と同じ）×100

関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
紹介による検査件数（件）	376	380
地域医療機関向け広報発行回数（回）	中央市民病院ニュース 5 病院機能案内 1	西市民病院だより 12 病院機能案内 1

(2) オープンカンファレンス等研修及び研究会を通じた地域医療への貢献

- 市民公開講座やオープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修及び研究会）の開催，地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣などを通じて顔の見える連携に取り組み，医師会・歯科医師会等医療団体と協力して，患者にとってのケアの連続性を重視し，質の高い医療の提供を行うことで，地域医療に貢献することを目指す。

関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
カンファレンス開催回数（回）	32	31
院外参加人数（人）	613	345

(3) 市関連病院の連携

- ・市民病院のみならず，西神戸医療センター，神戸リハビリテーション病院及び先端医療センターも含めた市関連病院において，現在実施している連携の検証を行い，改善すべき項目を整理するとともに，診療科目の再編も含めた機能の特化を図る。また，医療機能に応じて相互に患者の紹介・逆紹介を行うとともに，職員の人事交流も積極的に行うなど，さらに効果的・効率的な連携に取り組む。
- ・職員の人事交流については，市民病院間での人事交流や応援体制，地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）と財団法人神戸市地域医療振興財団，財団法人神戸在宅ケア研究所及び財団法人先端医療振興財団との間で円滑に交流できるよう制度構築を図る。

関連指標 (単位：人，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
市関連病院からの紹介患者数	823	731
市関連病院への紹介患者数	1,075	356
市民病院との職員の人事交流数	財団法人神戸市地域医療振興財団 79 財団法人先端医療振興財団 14 財団法人神戸在宅ケア研究所 3	

## 5 安全管理を徹底した医療の提供

### (1) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

- ・公的使命を適切に果たすため，医療法をはじめ市の条例が適用される個人情報保護や情報公開等も含め関係法令を遵守するとともに，市民病院としての使命を果たし，市民からの信頼を確保するために各種規程を整備し，適切に運用を図る。
- ・法令・行動規範の遵守の重要性を全職員が認識・実践するために，院内における職場研修を定期的実施し，周知徹底を図る。

関連指標 (単位：件，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
診療録開示件数	177	15

### (2) 医療安全対策の徹底

- ・全職員が患者の安全を最優先にして万全な対応を行うことができるように，情報の収集・分析による医療安全対策の徹底及び医療安全文化の醸成に努める。
- ・医療安全に関する患者相談に対して，より患者の立場に立った対応を行うとともに，転倒防止対策など医療安全に関して，患者に適切な情報提供を行う。
- ・院内の医療安全管理室において，医療安全集中管理ソフトを活用するなど，インシデント（医療の全過程において患者に被害を及ぼすことはなかったが，注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（医療の全過程において発生した患者に傷害を及ぼした事例）に関する情報の収集及び分析に努め，

リスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。

- ・医療事故の公表基準の見直しを行うとともに、外部委員の参画を求め、さらなる透明性の向上を図る。特に、重大な医療事故が発生した場合には、外部の専門家も入った事故調査委員会の中で、事故発生の原因分析と再発防止のための具体策を検証して医療安全の向上に努める。
- ・医薬品及び医療機器の安全確保のため、安全に関する情報の的確な提供・管理体制、及び薬剤師による入院患者への薬剤管理指導（服薬指導）の充実を図る。

関連指標

(平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
委員会等開催回数（回）	12	12
研修等実施回数（回）	3	5
薬剤管理指導（服薬指導）件数（件）	11,068	4,758

### (3) 医療関連感染防止（院内感染防止）

- ・医療安全の向上のために、MRSAなど薬剤耐性菌による医療関連感染や、針刺し事故によるB型肝炎及びC型肝炎といった血液感染に関する「院内感染防止マニュアル」の見直しを行う。
- ・院内に複数の医療職から構成する感染管理チームによる定期的な院内ラウンドを実施して、職員に対するマニュアルの周知徹底・啓発を行うとともに、定期的に感染対策委員会を開催し、感染の状況や感染対策活動の評価等を行う。
- ・重大な医療関連感染が発生した場合には、医療事故と同様に、外部委員を加えた調査委員会を緊急に発足し、原因の分析・再発防止策の立案と市民に対する適正な情報提供に努める。

関連指標

(単位：回、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
委員会開催回数	12	6
感染管理チームラウンド回数	週1回（対象菌発生時はその都度）	51（感染管理委員会によるラウンド）
研修等実施回数	10	2

### (4) 専門性を発揮したチーム医療の推進

- ・あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的に医療を行うとともに、より専門的な診療を実現するために、NST（栄養サポートチーム）、緩和ケアチーム、口腔ケアチームなどチーム医療をより一層推進する。

## 6 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上

### (1) クリニカルパスの充実と活用

- ・科学的な根拠に基づく医療を提供するため、学会の診療ガイドライン等に

基づいたクリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）を作成し、クリニカルパスの積極的な活用に取り組むとともに、バリエーション分析（設定した目標に対して逸脱した事項の分析）等を行うことにより、医療の質の改善，向上及び標準化を図る。

目標値 (実績値は平成20年3月現在・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
クリニカルパス数（種類）	261	300	75	100
クリニカルパス適用率（%）	50.3	60以上	24.5	50以上

**(2) DPCの活用**

- ・DPC（診断群分類別包括評価）対象病院として認定を受けるとともに、診療情報のデータの蓄積，及び他の病院との比較分析を行い，医療の質の改善，向上及び標準化を図る。

**(3) 電子化の推進**

- ・患者中心の医療の実現や安全性の向上等を図るため，情報システムの適時適切な更新を図る。
- ・新中央市民病院において電子カルテを中心とした総合的な医療情報システムを導入することにより，医療の質的向上と安全確保，患者の利便性向上と経営の効率化を図る。
- ・新中央市民病院において導入するシステムの開発時に，西市民病院のシステム更新なども見据えた設計を行うとともに，西市民病院において将来的に情報システムを更新する際には中央市民病院と同様のシステム，又は互換性が持てるシステムを導入するための検討を進める。

**(4) 臨床評価指標等**

- ・病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標を設定し，評価，分析及び院内で情報を共有することにより，医療の質の改善及び向上を図る。
- ・診療録の記述の標準化を図るとともに，退院サマリーの早期完成など，医療の質の改善及び向上に結びつく見直しに積極的に取り組む。

**7 臨床研究及び治験の推進**

- ・治療の効果や安全性を高めるために，様々な職種の参画，あるいは他病院との共同研究も含めて，より多角的な視点から，治験管理センター等の組織の主導の下，新薬の開発等に貢献する治験及び臨床研究を積極的に推進する。
- ・患者への説明責任を十分に果たし，患者の意見が尊重できるよう配慮するとともに，手続の公正を確保するために，倫理委員会等による事前・事後の管理・監督体制を整備する。

関連指標 (単位：件，平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
治験実施件数	42	7

受託研究件数	86	19
臨床研究件数	48	18

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 すべての職員がプロとして活躍し、やりがいがある病院

##### (1) 専門性の高い資格取得に向けた研修

- ・専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学等の研修制度を整備することにより、専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得を促進し、質の高い医療を提供する。
- ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等医療技術職についても、専門性の向上に向けた研修制度の充実を図る。

##### (2) 専門性の高い資格や技術の取得への支援

- ・長期・短期留学や教育課程受講中における職員の給与面での負担を軽減する休職制度など、職員が積極的に資格取得に取り組める環境づくりに資する人事給与制度を構築する。
- ・専門性向上のための資格取得に対する支援制度の充実を図る。

##### (3) 事務職員及び技術職員の病院運営に関わる能力向上への支援

- ・事務職員や技術職員が病院運営に関わる能力等を向上させるための支援制度を構築する。併せて、既に病院事務に関する専門知識を有する経験者を採用する。
- ・病院に勤務している委託事業者の職員等についても、パートナーとしての認識の下、ともに基本理念を共有し、能力向上のための研修等を検討する。

関連指標

(単位：人，平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
診療情報管理士数	職員3，委託職員7	職員1，委託職員5
医療情報技師数	27	6

##### (4) 優れた専門職の確保

- ・優秀な医師の確保をはじめとして、高度な専門性を有する職員の外部からの登用にあって、その専門性に応じた処遇が可能となる人事給与制度を構築するとともに、今後の動向を踏まえながら、引き続き、医師確保対策に努める。
- ・質の高い看護職員を確保するため、若年層の看護職員の処遇について、現行水準からの改善を行う。また、平成18年度からの薬学部6年制の導入等により、人材確保の困難化が予想される薬剤師についても必要な措置を講ずるとともに、診療放射線技師、臨床検査技師をはじめ医療技術職や診療情報管理士・医療情報技師など優れた専門職の育成や確保に向けて支援する制度の構築を図る。
- ・定年を迎えた職員のうち、病院経営や質の高い医療の提供に寄与すると認められる職員を再雇用する制度の導入を図る。

- ・給与面だけでなく、職員のスキルアップが可能となる充実した研修制度を構築し、人材育成の強みとして積極的な広報に努める。

関連指標

(平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
専門医数（延人数）	187	76
認定医数（延人数）	124	50
専門看護師数（人）	3 精神 1 急性・重症患者 1 慢性疾患 1	1 精神 1
認定看護師数（人）	17 皮膚・排泄ケア 2 集中ケア 2 救急 2 感染管理 2 がん化学療法 2 がん性疼痛 2 糖尿病 1 手術 1 摂食・嚥下障害 1 乳がん 1 不妊症 1	7 皮膚・排泄ケア 1 感染管理 2 がん化学療法 1 緩和ケア 1 糖尿病 1 手術 1
専門薬剤師数（人）	9	4
診療情報管理士数（再掲）（人）	職員 3，委託職員 7	職員 1，委託職員 5
医療情報技師数（人）	27	6
平成19年度論文件数（件）	185	33
平成19年度学会発表件数（件）	1,019	118

(5) 職員満足度の向上（医療職の負担軽減）

- ・病院で働く職員にとってやりがいを持って、働きやすい職場づくりに努める。そのため、育児のための短時間勤務制度及びその代替措置としての短時間勤務職員雇用制度を導入することにより、子育て中の職員の負担軽減を図る。特に医師確保の観点から女性医師が働きやすい病院づくりに努める。
- ・勤務体制の見直し（看護職員の2交代制など）や各職種及び各職員の役割を適切に分担することで職員の負担軽減に努めるほか、休暇取得率の向上に取り組む。
- ・医療職の負担を軽減するため、医療クラークの活用をはじめとして各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図る。
- ・職員のモチベーションを維持するために、職員の悩みなどの相談体制を整

備するとともに、患者からの過度の苦情への対策マニュアルによる対応や警備の強化を継続して行う。

## 2 人材の成長を促進する人事給与制度と育成プログラムの充実

### (1) 努力が評価され、報われる人事給与制度の導入

- ・従来の昇任・昇格制度にとらわれない柔軟な人事制度を導入するなど、職員の努力に報いる制度を構築する。
- ・職員の努力と職責に応じた新たな給与体系の構築に向けて、原則として独立行政法人国立病院機構の給料表に準拠した給料表を導入する。また、例えば査定昇給など、業績や能力を的確に給与に反映させる制度の導入を検討する。
- ・豊富な専門的知識や経験を有する職員を確保するため、従来の受験資格年齢にとらわれない採用制度の整備を図る。

### (2) 研修制度の充実

- ・専門分野での技術向上のみならず、患者への対応も含め、病院職員としての人材の成長を促す研修制度の充実を図る。

## 3 教育病院として医療に携わる人材の育成への貢献

### (1) 教育病院（専門医等の研修施設として認定された教育施設としての性質を有する病院）としての指導力の向上

- ・高度専門医療の水準の維持・向上を図るため、専門医、研修指導医等の取得に向けた教育研修体制の充実を図り、優秀な医師の確保に努める。また、研修プログラムの充実等により臨床研修医及び後期研修医の受入れを行う。

関連指標

(単位：人、平成20年10月現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
専門医数（再掲）（延人数）	187	76
臨床教授等（延人数）	18（准教授含）	12
研修指導医数（延人数）	46（予定者含む）	10（予定者含む）
臨床研修医数	40	12
後期研修医数	78	7
学生実習受入数（19年度実績・延人数）	1,012	36

### (2) 神戸市看護大学等との連携

- ・神戸市看護大学等と連携を図り、看護学生の受入れを行い、看護学生の能力向上に寄与するとともに、優秀な看護職員の育成及び確保に努める。
- ・薬剤師等医師・看護職員以外の専門職についても学生等の受入れを行う。

関連指標

(単位：人、平成19年度実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
看護学生受入数（延人数）	3,972	3,211
その他学生等受入数（延人数）	リハビリ 246 臨床検査 112	リハビリ 72 臨床検査 87

	臨床工学	743	臨床工学	96
	薬剤	309	薬剤	40
	栄養	38	栄養	20

#### 4 外部評価の活用及び監査制度の充実

##### (1) 病院機能評価等の活用

- ・病院機能評価や卒後臨床研修評価の評価項目などに基づき、日頃から病院運営の改善に努める。

##### (2) 監査制度の充実

- ・監事及び会計監査人による監査や内部監査の実施により、制度の充実を図るとともに、監査結果に基づき、必要な見直しを行う。

#### 5 環境にやさしい病院づくり

- ・市が取り組んでいる「環境負荷の少ない持続的に発展できる環境保全型社会」の実現に向けて、「CO<sub>2</sub>ダイエット作戦」や「神戸環境マネジメントシステム(KEMS)」に取り組み、環境にやさしい病院づくりを進める。
- ・新中央市民病院の施設整備においては、省エネルギー化及び自然エネルギーの活用を努めるなど、環境負荷軽減や地球温暖化防止を図る。

### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 資金収支の均衡

##### (1) 安定した経営基盤の確立

- ・不採算医療及び行政的医療に係る市からの運営費負担金等の交付の下、市民病院としての役割を果たすとともに、安定した経営基盤を確立するため、増収対策及びコスト管理の徹底等に取り組む。
- ・確実な診療科別・部門別の原価計算方式による損益分析の検討を進め、適時的確な経営分析により機動的な病院経営を行うことにより、中期目標の期間中の資金収支の均衡及び病院ごとの経常黒字を目指す。

目標値 (単位：億円、実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	実績値	目標値
単年度資金収支	△12.7	7.4

※平成19年度の実績値は市決算値(病院事業会計)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
経常収支比率	98.0	100以上	95.6	100以上

※平成19年度の実績値は市決算値(病院事業会計)

関連指標 (単位：%，平成19年度決算実績)

項目	中央市民病院	西市民病院
他会計繰入金(運営費負担金)比率	10.3	9.8
医業収支比率	89.4	89.6

##### (2) 収入の確保(組織及び人員配置の弾力的運用)

- ・病床管理の一元化による病床利用率のさらなる向上や手術及び検査の枠の見直し等による件数の増加, 高度医療機器のさらなる稼働率の向上を図る。
- ・多様な雇用形態の活用, 組織及び人員配置の弾力的な運用などによる新たな診療報酬の確保に加え, 寄付等医業外の収入の増収を図る。
- ・診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに, 未収金の発生防止策や回収策を講じて収入を確保する。
- ・西市民病院は, 医師及び看護職員をはじめとする医療職の確保及び定着を図ることにより, 充実した診療体制を実現し, 地域医療機関との顔の見える連携を継続することで病床利用率の向上や手術・検査件数の増加, 高度医療機器の稼働率のさらなる向上に取り組む。

目標値 (単位: %, 実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値
病床利用率	91.8	95.5以上	88.3	90.5以上

関連指標 (平成19年度実績)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	入院	外来	入院	外来
延患者数 (人)	275,776	468,478	115,708	229,730
新規患者数 (人)	19,217	86,171	7,080	21,497
患者1人1日当たり診療単価 (円)	58,519	11,624	40,470	8,683
手術件数 (再掲) (件)	7,995		3,417	
査定減率 (%)	0.41	0.15	0.18	0.10
未収金額 (百万円)	現年 116	滞納繰越 116	現年 26	滞納繰越 52

### (3) 費用の合理化

- ・中期計画の予算の枠の中で, 科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行う。
- ・医療材料等の共同購入や, 複数年契約など多様な契約手法を導入するなど, 地方独立行政法人のメリットを生かし, 医療サービスの質の維持・向上を図りながら, 材料費及び経費の節減に努める。
- ・安全性に配慮しながら, 後発医薬品の導入をさらに推進する。
- ・職員給与費についても, 医療の質の向上や医療安全の確保, 患者へのサービス向上などに充分配慮したうえで, 適切な取組を進める。

目標値 (単位: %, 実績値は平成19年度・目標値は平成25年度)

項目	中央市民病院		西市民病院	
	実績値	目標値	実績値	目標値

材料費比率	32.9	32以下	23.8	24以下
経費比率	23.4	28以下	24.8	27以下
給与費比率	50.9	45以下	57.6	52以下

※平成19年度の実績値は市決算値（病院事業会計）

関連指標 (単位：%，平成19年度末現在)

項目	中央市民病院	西市民病院
後発医薬品採用率	3.9	6.5

## 2 質の高い経営ができる病院

### (1) ガバナンスの確立による体制の整備

- ・理事会及び事務局などの体制を整備し、理事長や院長の権限を強化するとともに、市民病院機構内で適切な権限配分を行うために、理事会規程、組織規程及び専決規程等を整備する。
- ・中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成するために、これまでの各病院での委員会・部会組織や幹部会に加えて、理事会をはじめ常任理事会を定期的に関催するなど、役割分担を明確にしたうえで、意思決定を迅速かつ適切に行う。
- ・特に経営状況については、PDCAのサイクルを早くするためにも、例えば四半期ごとのチェックが可能となる仕組みについても検討する。
- ・全職員が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長はリーダーシップを発揮し、そのための仕組みづくりを検討する。

### (2) 経営体制及び業務執行体制の整備

- ・経営責任を明確にした上で、さらに経営効率の高い業務執行体制を整備するとともに、委託事業者の職員を含む全職員が経営を理解する仕組みを構築する。特に事務部門について、例えば、給与支払業務などのアウトソーシングを行い、組織をスリム化するなど、業務の改善や効率化に努める。
- ・経営企画機能を強化して、中期計画の実現と経営効率の高い業務執行体制の確立を目指す。

### (3) バランストスコアカード(BSC)を用いた経営

- ・目標管理のツールであるBSC（財務指標だけでなく非財務指標についても着目し、多面的な指標を組み合わせて業績を計画、評価及び管理することにより目標を効果的に推進する経営手法）のメリットを生かし、PDCAサイクルを確立して、質の高い経営を進める。
- ・BSCの策定に当たって、ビジョン及び戦略を職員が十分に理解した上で、組織目標と個人の目標が関連付けられるよう努めるとともに、ICT化を図るなど医療職に負担がかからないように独自に改良する。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

### 1 PFI手法による中央市民病院の再整備

- ・PFI手法を活用して再整備を行う「神戸市立中央市民病院整備運営事業」

を承継し、事業者と適切な役割分担を図り、平成22年度中の施設完成を目指して確実に事業を推進する。

- ・新中央市民病院の開院後においては、事業全体の効率化を図るとともに、事業者のノウハウを活用し、協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスや質の高い病院サービスの提供を図る。
- ・救急医療体制の充実など本中期計画に記載されている内容の実現に向けて、準備を進めるとともに、開院後は着実に実施する。

## 2 医療産業都市構想への寄与

- ・神戸医療産業都市構想への寄与として、特に中央市民病院は、臨床部門の核として、先端医療センターをはじめ、他の医療機関等と協力しあうとともに、臨床に応用される段階になった医療については、安全性と倫理性への十分な配慮のもとにいち早く市民に提供する。
- ・先端医療センターとは、医療機能に応じて相互に患者の紹介・逆紹介を行うとともに、職員の人事交流も積極的に行うなど、さらに効果的かつ効率的な連携に取り組む。
- ・職員の人事交流については、市民病院機構と財団法人先端医療振興財団との間で円滑に交流できるよう制度構築を図る。

## 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付の下、市民病院としての役割を果たすとともに、安定した経営基盤を確立する。

### 1 予算（平成21～25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	171,203
医業収益	150,092
運営費負担金	20,879
その他営業収益	232
営業外収益	7,373
運営費負担金	2,120
その他営業外収益	5,253
資本収入	46,613
運営費負担金	12
長期借入金	40,840
その他資本収入	5,761
その他の収入	0
計	225,189

支出	
営業費用	160,278
医業費用	154,066
給与費	74,836
材料費	47,113
経費	31,513
研究研修費	604
一般管理費	6,212
営業外費用	5,017
資本支出	58,922
建設改良費	41,243
償還金	13,914
その他の資本支出	3,765
その他の支出	0
計	224,217

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

[人件費の見積もり]

期間中総額 78,427百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成21～25年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	180,857
営業収益	173,679
医業収益	149,852
運営費負担金収益	20,879
補助金等収益	232
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返工事負担金等戻入	0
資産見返補助金等収益	0
資産見返物品受贈額戻入	2,716

営業外収益	7,178
運営費負担金収益	2,120
その他営業外収益	5,058
臨時利益	0
支出の部	180,543
営業費用	171,424
医業費用	165,139
給与費	75,781
材料費	44,919
経費	30,459
減価償却費	13,397
研究研修費	583
一般管理費	6,285
営業外費用	9,119
臨時損失	0
純利益	314
目的積立金取崩額	0
総利益	314

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

### 3 資金計画（平成21～25年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	225,189
業務活動による収入	178,576
診療業務による収入	150,092
運営費負担金による収入	22,999
その他の業務活動による収入	5,485
投資活動による収入	2,460
運営費負担金による収入	12
その他の投資活動による収入	2,448
財務活動による収入	44,153
長期借入れによる収入	40,840
その他の財務活動による収入	3,313
前期中期目標の期間よりの繰越金	0
資金支出	225,189
業務活動による支出	165,295
給与費支出	78,427
材料費支出	47,113

その他の業務活動による支出	39,755
投資活動による支出	41,695
有形固定資産の取得による支出	41,243
その他の投資活動による支出	452
財務活動による支出	17,227
長期借入金の返済による支出	4,400
移行前地方債償還債務の償還による支出	9,514
その他の財務活動による支出	3,313
次期中期目標の期間への繰越金	972

(注)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

## 第7 短期借入金の限度額

### 1 限度額 10,000百万円

### 2 想定される短期借入金の発生理由

- (1)賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・中央市民病院の移転に伴う、現中央市民病院の土地・建物の譲渡を含めた活用を検討する。なお、医師公舎、看護師宿舎の土地・建物についても、医師・看護師の確保対策等に伴う整理・再編による譲渡を含めた活用を検討する。

## 第9 剰余金の使途

- ・決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等については、当該法令等の定めるところによる。
- (2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から⑤に掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。ただし、別表に規定する診療料等の額は、同表に定める額(病室使用加算額(助産に係るものを除く。))、セカンドオピニオン(他の病院又は診療所の診断及び治療方針について意見を述べることをいう。以下同じ。)に係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が定めるものにあつては、同表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。

- ① 本市に住所を有する者で、分べんする者 健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額

② 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

③ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

④ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者その他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額

⑤ ①から④に掲げる者以外の者 ②の算定方法に準じて理事長が別に定める額

## 2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができるものとする。

別表（料金関係）

(1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院 特等	1人1日につき 3万1,000円	2人用の病室について、使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。
	1等A	1人1日につき 1万6,500円	
	1等B	1人1日につき 1万2,000円	
	2等	1人1日につき 5,500円	
	西市民病院 特等	1人1日につき 2万4,000円	
	1等A	1人1日につき 1万2,000円	
	1等B	1人1日につき 1万1,000円	
新生児保育料		1人1日につき 5,000円	
分べん介助料		1児につき 6万5,000円	時間外は、40パーセント増しとする。 深夜は、80パー

		セント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料	1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金	実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料, 上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- 2 この表において、「特等」とはその面積が約34平方メートル(西市民病院にあっては、約28平方メートル)の個室の病室(11階部分に位置するもの(西市民病院にあっては、理事長が別に定めるもの)に限る。以下同じ。)を1人で使用することを、「1等A」とはその面積が約18平方メートル(西市民病院にあっては、約14平方メートル)の個室の病室のうちその設備が特等における個室の病室に準じるものを1人で使用することを、「1等B」とは特等及び1等Aにおける個室の病室以外の個室の病室を1人で使用することを、「2等」とは2人用の病室を2人で使用することをいう。
- 3 この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあっては午前6時から午後10時までをいう。
- 4 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

(2) 平成23年4月1日から中央市民病院の移転開設の前日まで

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央 市民 病院	特等	1人1日につき 3万1,000円
		1等A	1人1日につき 1万6,500円
		1等B	1人1日につき 1万2,000円
		2等	1人1日につき 5,500円
	西市 民病	特室	1人1日につき 2万4,000円
		個室A	1人1日につき 1万1,000円

	院	個室B	1人1日につき 9,000円	
新生児保育料			1人1日につき 5,000円	
分べん介助料			1児につき 10万5,000円	時間外は、20パーセント増しとする。 深夜は、40パーセント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料			1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金			実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料, 上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- 2 この表において、「特等」とはその面積が約34平方メートルの個室の病室(11階部分に位置するものに限る。以下同じ。)を1人で使用することを、「1等A」とはその面積が約18平方メートルの個室の病室のうちその設備が特等における個室の病室に準じるものを1人で使用することを、「1等B」とは特等及び1等Aにおける個室の病室以外の個室の病室を1人で使用することを、「2等」とは2人用の病室を2人で使用することをいう。
- 3 この表において、「特室」とはその面積が約28平方メートルの個室の病室を、「個室A」とはその面積が約14平方メートルの個室の病室のうちその設備が特室における個室の病室に準じるものを、「個室B」とは特室及び個室Aにおける個室の病室以外の個室の病室をいう。
- 4 この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。
- 5 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

(3) 中央市民病院の移転開設の日から

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院	特室	1人1日につき 3万円
		個室A	1人1日につき 1万5,000円
		個室B	1人1日につき 1万1,000円
		個室C	1人1日につき 9,000円

西市民病院	特室	1人1日につき 2万4,000円	
	個室A	1人1日につき 1万1,000円	
	個室B	1人1日につき 9,000円	
新生児保育料		1人1日につき 5,000円	
分べん介助料		1児につき 10万5,000円	時間外は、20パーセント増しとする。 深夜は、40パーセント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料		1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金		実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

#### 備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料, 上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- 2 この表において、「特室」とはその面積が約30平方メートル(西市民病院にあっては、約28平方メートル)の個室の病室を、「個室A」とはその面積が約26平方メートル(西市民病院にあっては、約14平方メートル)の個室の病室のうちその設備が特室における個室の病室に準じるものを、「個室B」とはその面積が約15平方メートルから約18平方メートルまでの個室の病室のうちその設備が個室Aにおける個室の病室に準じるもの(西市民病院にあっては、特室及び個室Aにおける個室の病室以外の個室の病室)を、「個室C」とは特室、個室A及び個室Bにおける個室の病室以外の個室の病室をいう。
- 3 この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。
- 4 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

### 第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### 1 施設及び設備に関する計画(平成21年度～平成25年度)

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 1,673	神戸市長期借入金等

新中央市民病院施設、医療機器等整備	総額	39,570	
-------------------	----	--------	--

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

## 2 人事に関する計画

- ・医療需要の動向・変化に即応することができるように、組織・職員配置のあり方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。
- ・法人において、職員を補充・増員する必要がある場合には、法人固有職員の採用による対応を基本として、当中期計画期間において、法人職員のうち固有職員の割合が5割以上になるように努める。
- ・当中期計画期間において、事務局の組織の柔軟な見直しと積極的なアウトソーシングを検討する。
- ・特に、新中央市民病院の整備・運営にあたっては、PFIの導入により、医療行為以外の幅広い部門において民間活力の導入を図り、機動的かつ効率的な執行体制を整備する。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	9,514	7,979	17,493

### (2) 長期借入金

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還額	4,400	36,440	40,840

### (3) 新中央市民病院整備運営事業

(単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
新中央市民病院整備運営事業	平成21年度～平成52年度(32年間)	34,540	67,334	101,874

## 4 積立金の処分に関する計画

なし

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 中期計画 用語解説

### ○一般地方独立行政法人〔前文〕

公共性の高い事務・事業を効率よく効果的に推進するために、市が100%出資して設立する法人。市が中期目標（法人が達成すべき運営目標）を定め、法人は中期計画（目標を達成するための具体的計画）を定め、これらに基づいて運営を行っていくもの。また、市に設置される評価委員会が、法人の業務実績の評価などを行う。

また、地方独立行政法人には、役職員が公務員の身分を持つ特定地方独立行政法人と、公務員の身分を持たない一般地方独立行政法人がある。

特定地方独立行政法人の要件は、①業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすもの、又は、②その業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があるもの、とされている。

本市では、①柔軟な法人独自の人事給与制度と評価制度を構築することにより、優秀な人材を採用・育成し、弾力的な病院運営を可能とすること、②民間企業との共同研究が可能となり、医療産業都市構想にも寄与すること、③健全な経営については、評価委員会の審査や中期目標・計画の公表等が法的に担保されていること、④国をはじめ、全体として一般地方独立行政法人化の流れがあること等、を勘案して、一般地方独立行政法人化を目指している。

※評価委員会：法人の業務を市民・患者、経営、医療及び人材育成といった視点から多面的に評価するために設置する市長の附属機関

### ○市民病院の基本理念〔前文〕

市民病院では、病院の基本的な方向性を定めた基本理念及び基本方針を定めています。中央市民病院、西市民病院及び西神戸医療センターを含む「市民病院群」の基本理念は以下のとおり。

- (1) 市民病院群の役割は、市民の立場に立って、人間性豊かであたたかく、質の高い医療を安全に提供することにより、市民の生命と健康を守ることにあります。
- (2) 市民病院群は、市民の信頼に応えるため、より多くの市民に効率的に医療を提供することに努めます。

### ○周産期医療〔前文、第2-1(2)〕

周産期とは妊娠満22週から生後7日未満までの期間をいう。この期間は、母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るために、産科・小児科双方から一貫して総合的に提供する医療のこと。

周産期医療を行う施設は、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するために産科医と小児科医が協力し、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設となっている。

中央市民病院は、「地域周産期母子医療センター」の指定を受けている。

### ○救命救急センター〔第2-1(1)〕

本市の救急医療体制は、休日急病電話相談所、急病診療所（休日夜間救急センター）による第1次救急医療体制を中心として、「病院群輪番制」による第2次救急医療体制、さらに、最終的な受入れ機関となる「救命救急センター」による第3次救急医療体制から構築されている。

救命救急センターは、第1次、第2次の救急医療機関や救急患者の輸送機関との連携のもと、重症や複数の診療領域にわたるすべての救急患者に対して、24時間体制による高度な救急医療を提供しており、中央市民病院が指定を受けている。

### ○ICU (intensive care unit)〔第2-1(1)〕

呼吸、循環その他の重篤な急性機能不全の患者の容態を24時間体制で管理し、集中的に治療を行う治療室のこと。

#### ○CCU (coronary care unit) [第2-1 (1)]

主に心筋梗塞などの冠動脈疾患の急性危機状態の患者を管理し、治療を行う治療室のこと。

#### ○成育医療センター [第2-1 (2)]

妊娠から出生、新生児期、小児期を経て思春期に至るまで一貫した医療を提供する専門医療センターのこと。

#### ○新興感染症 [第2-1 (3)]

かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。エイズ、エボラ出血熱などがある。

#### ○感染症指定医療機関 [第2-1 (3)]

エボラ出血熱、ペストなど(1類感染症)やSARSなど(2類感染症)の危険性の高い感染症に対応できる医療機関。中央市民病院は、第1種感染症指定医療機関(2床)及び第2種感染症指定医療機関(8床)に指定されている。

#### ○トリアージ [第2-1 (3)]

災害時医療等における限られた医療資源の状況下で、緊急度と重症度をもとに治療の優先順位を決め、患者を選別すること。

#### ○災害拠点病院 [第2-1 (4)]

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行なうための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行なう広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院のこと。原則として2次医療圏毎に1箇所整備することが必要となっている。

#### ○4疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病) [第2-2 (2)]

生活習慣病その他国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省で定めるもの。

#### ○地域がん診療連携拠点病院 [第2-2 (2)]

全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、がん診療の均てん化(地域間の診療レベルの格差を無くし質の高いがん医療を提供)のために、地域におけるがん診療連携を推進するために中核となる病院。厚生労働省が、都道府県からの推薦を受け、整備指針に基づき指定するもの。

#### ○「患者の権利章典」(平成14年7月1日制定) [第2-3 (2)]

市民病院では、平成14年に患者が医療を受けるにあたっての基本的な権利を尊重するため、「患者の権利章典」を定めています。また、あわせて、患者へのお願いも記載しており、患者の権利・義務を明確にしている。

#### ○地域医療支援病院 [第2-4 (1)]

医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつけ医の支援を通じて地域医療の確保を図る医療機関として都道府県知事から承認を受けた病院。承認要件として、①地域医療支援病院紹介率80%以上、②同紹介率60%以上かつ逆紹介率30%以上、③同紹介率40%以上かつ逆紹介率60%以上、のいずれかを満たしていることに加えて、施設設備等の要件を満たしていることとされている。中央市民病院では、③の要件を満たすべく準備を進めている。

### ○市関連病院【第2-4 (3)】

#### ・西神戸医療センター

西区西神中央にある20科500床(うち結核病床100床)の神戸西部地域の中核病院。運営は神戸市と神戸市医師会が出捐して設立した財団法人神戸市地域医療振興財団が行っている。

#### ・神戸リハビリテーション病院

北区しあわせの村内にある5科180床のリハビリ専門病院。運営は神戸市、神戸市医師会及びこうべ市民福祉振興協会が出捐して設立した財団法人神戸在宅ケア研究所が行っている。

#### ・先端医療センター

ポートアイランドにある9科60床の高度専門病院。運営は神戸市、兵庫県及び商工会議所等が出捐して設立した財団法人先端医療振興財団が行っている。

### ○法令・行動規範(コンプライアンス)【第2-5 (1)】

法令遵守。特に企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること。

### ○医療安全文化【第2-5 (2)】

医療事故をどうやって防ぐかという視点ではなく、医療職も患者もともに、医療安全について考えていくことで医療安全の視点を文化として根付かせることにより、事故防止を目指す、という考え方をいい、全ての医療職が患者の安全を最優先にした基本的な行動規範がとれるよう、組織全体でその実現に向けて取り組む姿勢や考え方、及びそれを可能とする組織のあり方を言う。

### ○医療関連感染防止(院内感染防止)【第2-5 (3)】

病院という特殊環境下において誘発され、その結果として発症した感染症を院内感染という。市民病院では、院内感染防止対策規程を策定のうへ「院内感染対策委員会」を設置し、院内感染防止対策の策定や情報収集をはじめ、院内感染の発生時の対応策の決定等を行っている。

### ○チーム医療【第2-5 (4)】

医療技術の進歩と高度・先進医療の普及、患者中心の医療に対する要望の高まりなどを受け、個人の医師の能力に依存しがちであった医療から、各診療科の医師間、また看護職員、薬剤師、放射線技師、検査技師等各医療職種間の協力によるチームで行う医療のこと。

### ○NST(nutrition support team)【第2-5 (4)】

患者の症状により、必要とする栄養も摂取経路も個々の症例、疾患や病態によって異なっているため、個々の症例・病態に応じた栄養管理が適切に実施されなければならない、個々に適切な栄養管理を行うことが栄養サポート(nutrition support)であり、それを実施するために関連する医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師などの多職種が、職種の壁を越え、栄養サポートを実施する集団(team)のこと。

### ○緩和ケア【第2-5 (4)】

治療を目的とした医療ではなく、症状(特にがん)を和らげることを目標とした医療のこと。以前は、ターミナルケアとして主に末期がん患者などに対して行われる、主に治癒や延命ではなく痛みなど疼痛をはじめとした身体的、精神的な苦痛の除去を目的とした医療を意味する場面が多かったが、近年の緩和医療の発達を受け、がん診断初期から積極的治療として並行して行うべきであるとされ、さらにはがん以外の疾患への拡大が行われている。

### ○DPC(診断群分類別包括評価)【第2-6 (2)】

従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い」診療報酬請求方式とは異なり、入院患者の医療資源を最も投入した病気とその病状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分(投薬、注射、処置、入院料等)と出来高評価部分(手術、麻酔、リハビリ、指導料等)を組み合わせる請求方式のこと。

#### ○臨床評価指標【第2-6(4)】

実際に行われている医療の経過や治療実績などを評価する指標。指標の例としては、胃がん切除患者の5年生存率、院内感染発生率など。

#### ○臨床研究【第2-7】

病気の予防や診断、治療方法の改善や、病気の原因の解明、患者の生活の質の向上などのために行う医学研究のこと。

#### ○治験（臨床試験）【第2-7】

「臨床試験」とは、新医薬品などの開発過程において、健康な人や患者での有効性や安全性について調べる治療を兼ねた試験のこと。「治験」とは、厚生労働省から「薬」として承認を受けるために行う臨床試験のこと。

#### ○受託研究【第2-7】

「受託研究数」とは、市販されている薬品であるが、使用に際して成績報告が必要な薬品についての研究のこと。「製造販売後調査等」、「使用成績調査」、「特定使用成績調査」などがある。

#### ○専門医・認定医【第3-1(1)】

専門医・認定医とは、医学・歯学の高度化・専門化に伴い、その診療科や分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認めたもののこと。専門医とは、認定医よりさらに高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認定した医師・歯科医師。認定医とは、高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として学会が認定した医師・歯科医師のこと。

#### ○認定看護師・専門看護師【第3-1(1)】

認定看護師は、日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた看護師のこと。専門看護師は、日本看護協会の専門看護師認定審査に合格し、特定の専門分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた看護師のこと。

#### ○診療情報管理士【第3-1(4)】

四病院団体協議会（社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科病院協会）および財団法人医療研修推進財団が資格付与する民間資格のこと。

主な業務内容として、診療録の物理的な管理や内容の精査を行う「物の管理」、診療情報をデータベース化する「情報の管理」、構築されたデータベースから必要な情報を抽出・加工・分析する「情報の活用」がある。

#### ○医療情報技師【第3-1(4)】

日本医療情報学会が資格付与する民間資格のこと。病院情報システムの開発・運営・保守が主な業務となり、その特質上、情報処理技術だけでなく医療分野・医療情報システムの知識が必要となる。

#### ○臨床教授【第3-3(1)】

大学の教官とともに、大学以外の医療機関等の優れた人材が医療現場での豊かな経験を踏まえ、医療人材育成に参加、協力できる方策を立てることを目的として、各大学において一定の基準のもと付与される称号。

### ○研修指導医〔第3-3 (1)〕

とくに、卒後臨床研修期間など初期研修において、研修指導を行う医師のこと。患者一医師関係のあり方、チーム医療のあり方、安全管理への対応や基本的医療技術の教育などを行う。指導医はプライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされている。

### ○臨床研修医・後期研修医〔第3-3 (1)〕

研修医としての最初の2年間（義務期間）を臨床研修医、義務終了後の3年間を後期研修医と呼んでいる。

市民病院では、臨床研修指定病院の指定を受け、積極的に臨床研修医・後期研修医の受け入れを行っている。

### ○神戸市看護大学〔第3-3 (2)〕

西区学園都市にある4年制の看護大学で、神戸市民の保健医療の向上に寄与する、より高度な看護職の養成を目的として平成8年に市が設置した。

### ○病院機能評価〔第3-4 (1)〕

財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業。「患者の権利と安全の確保」、「診療の質の確保」、「看護の適切な提供」など6領域532項目について、病院運営の専門家が評価する仕組みとなっている。受審の準備を進めることにより、医療の質の向上と効果的なサービスの改善が進むとともに、第三者の評価により病院の現状が客観的に把握でき、受審結果において改善すべき点が明確にされるなど、病院運営全般にわたって効果がある。また、市民からの病院に対する信頼向上も期待できる。中央市民病院及び西市民病院は、平成16年に認定を受けている。

### ○卒後臨床研修評価〔第3-4 (1)〕

NPO法人卒後臨床研修評価機構が行う病院の医師臨床研修制度に対する評価事業。臨床研修病院の研修プログラムについて、訪問調査を通して、「研修目標が達成可能なプログラムになっているか」など123項目にわたり教育的評価を行い、その結果を病院長はじめプログラム責任者、指導医、指導者、研修医、その他職員に直接的にフィードバック（形成的評価）を行うもの。中央市民病院は認定を受けている。

### ○神戸環境マネジメントシステム（KEMS）〔第3-5〕

ISO14001を取り組みやすくした神戸市独自のシステム。組織によってはISO14001の認証取得に直ちに取り組み難しい面もあり、神戸では「具体的で取り組みやすく、コスト削減などのメリットにつながる」環境マネジメントシステムの審査登録制度を創設した。

### ○経常収支比率〔第4-1 (1)〕

経常収支比率（％）＝経常収益／経常費用×100 のことで、経常的な収入のうち、人件費などのように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のこと。

### ○医業収支比率〔第4-1 (1)〕

医業収支比率（％）＝医業収益／医業費用×100 のこと。「医業収益」とは入院診療・外来診療による収入や室料差額など医療に関して発生した収入のことで、「医業費用」とは、材料費、委託費、設備関係費、研究研修費、経費など医療に関して発生した費用のこと。

### ○診療報酬〔第4-1 (2)〕

診療報酬は、保険診療の際に医療行為等について計算される報酬の対価のこと。診療報酬点数表に基づいて計算され、点数で表現される。

#### ○査定減率【第4-1(2)】

診療報酬の点数に従って、診療内容や検査、処置、手術、投薬といった項目ごとに分けて診療報酬を請求する請求書である診療報酬明細書(レセプト)を、審査機関が定められた治療と照らし合わせた結果、レセプトに記載されている診療内容について、規則などの定めによって行われているかを審査し、診療内容が適切でないと判断したものを減点することを「レセプト査定」といい、「査定減率」は、請求した点数に対して、査定された割合のこと。

#### ○後発医薬品【第4-1(3)】

後発医薬品とは、成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造メーカーがその特許の内容を利用して製造した、同じ主成分を含んだ医薬品のこと。ジェネリックともいう。

#### ○ガバナンス【第4-2(1)】

経営戦略や経営目標の実現に向けて法人を組織的に統制していくための、迅速な意思決定の仕組みや、それを実現するための組織体制や業務プロセスなど、組織管理運営全般のあり方をいう。

#### ○PDCAサイクル【第4-2(1)】

経営目的を実現するため、目標を設定し戦略を立て、計画(Plan)⇒実施(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)のマネジメント・サイクルを絶え間なく回すことによって、変化に対応する活動のこと。日々の活動が、設定された目標、策定された戦略と一貫性を持って行われるよう管理し、改善していく仕組み。

#### ○神戸市立中央市民病院整備運営事業【第5-1】

昭和56年に現在の地に移転後28年目を迎えた中央市民病院は、設備類の経年劣化による老朽化や、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきている。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、地域医療機関との連携や役割分担のもと、救急医療、高度医療、急性期医療を重点に担い、24時間365日市民の生命と健康を守り続けていくために、移転新築をし、平成22年度中の施設完成を目標に整備を進めていくこととした。

また、新病院の整備・運営に関しては、民間事業者のノウハウを活用し、協働で時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化などにより、質の高い病院サービスの提供を図っていくため、PFI手法(民間資金等の活用による公共施設の整備・運営)を導入することとした。

#### ○PFI手法【第5-1】

正式名称をPrivate-Finance-Initiativeといい、平成11年に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づいてなされるもので、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のこと。

#### ○神戸医療産業都市構想【第5-2】

ポートアイランド第2期を中心に、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図ることで、①雇用の確保と神戸経済の活性化、②先端医療技術の提供による市民の健康と福祉の向上、③アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献を目指すこと、を目的として進められており、先端医療センター、発生・再生科学総合研究センターをはじめ、中核施設等の整備が進められているとともに、医療関連企業の集積も進んでいる。

# 地方独立行政法人福岡市立病院機構中期計画

## 目次

### 前文

### 第1 中期計画の期間

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害時等の対応

#### 2 医療の質の向上

- (1) 診療体制の強化・充実
- (2) 病院スタッフの確保と教育・研修
- (3) 信頼される医療

#### 3 患者サービス

- (1) 患者サービスの向上
- (2) ボランティアとの共働

#### 4 法令遵守と情報公開

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 運営組織

#### 2 収支改善

- (1) 増収
- (2) 費用削減

#### 3 人事・給与

### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 経営基盤の確立

### 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

#### 1 新病院に向けた取組

#### 2 福岡市民病院の経営改善の推進

### 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 予算（平成22年度から平成24年度まで）

#### 2 収支計画（平成22年度から平成24年度まで）

#### 3 資金計画（平成22年度から平成24年度まで）

### 第7 短期借入金の限度額

#### 1 限度額

#### 2 想定される短期借入金の発生事由

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免

第11 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画（平成22年度から平成24年度まで）
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の処分に関する計画

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、地方独立行政法人制度の特長である自律性、自主性を最大限に発揮し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、効率的な病院経営を行いながら、地域の医療機関等との機能分担や連携の下、引き続き高度専門医療、救急医療等を提供し、地域における医療水準の向上、市民の健康の維持及び増進に寄与すべく、以下の基本理念及び基本方針の下、市長から指示された中期目標を達成するため、中期計画を定める。

〈基本理念〉

いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。

〈基本方針〉

質の高い医療の提供  
地域・社会に貢献する病院  
健全な病院経営

第1 中期計画の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

こども病院・感染症センター及び福岡市民病院が、それぞれに求められる役割に応じて医療需要の変化や新たな医療課題に適切に対応するため、次のとおり診療機能の充実に取り組む。

ア こども病院・感染症センター

二次救急病院としての受入れ体制の整備・確保や夜間の小児救急電話相談事業の継続等、小児医療（高度・地域・救急）のさらなる充実を図るとともに、産科を新設し周産期医療に着手する。

第一種・第二種感染症指定医療機関としての役割については、代替の医療機関が確保されるまでの間は、国（検疫所等）、県及び市と連携し、その役割を果たす。

【目標値】

指 標	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
1日当たり入院患者数（人）	151.8	155.0
平均在院日数（日）	9.9	9.9
1人1日当たり入院単価（円）	79,431	86,697
1日当たり外来患者数（人）	289.5	292.0
1人1日当たり外来単価（円）	10,515	10,455
手術件数（件）	2,041	2,100
救急搬送件数（件）	686	720

【関連指標】

指 標	平成20年度 実績値
心臓血管外科手術件数（件）	437
小児外科手術件数（件）	410
整形外科手術件数（件）	353
心臓カテーテル検査件数（件）	562
新生児科入院患者数（人）	161
新生児循環器科入院患者数（人）	120

イ 福岡市民病院

医療法で定められた医療計画における4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病）への対応を中心に高度専門医療の充実に努めるとともに、地域特性等により患者の多い肝臓、腎臓、脊椎等の疾患にも適切に対応する。

また、脳卒中センターの機能強化や循環器系疾患への対応強化などを進め、高度救急医療のさらなる向上を図る。

【目標値】

指 標	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
1日当たり入院患者数（人）	184.1	190.0
平均在院日数（日）	15.6	14.0
1人1日当たり入院単価（円）	46,320	56,466
1日当たり外来患者数（人）	252.7	300.0
1人1日当たり外来単価（円） ※	15,076	11,481
手術件数（件）	1,842	2,000
救急搬送件数（件）	1,689	2,200

※ 平成20年11月から院外処方実施

【関連指標】

指 標	平成20年度 実績値
がん退院患者数（人）	837
脳卒中退院患者数（人）	230
心臓カテーテル検査件数（件）	366
糖尿病退院患者数（人）	704
肝疾患退院患者数（内科）（人）	470
脊椎外科手術件数（件）	276

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

市立病院として、地域医療に貢献するため、オープンカンファレンスの実施等、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進する。

こども病院・感染症センターにおいては、開放型病床への登録医拡大やドクターカー導入等、地域医療支援病院としての機能充実を図る。

福岡市民病院においては、地域医療支援病院の指定に向けた取組を推進する。

【目標値】

指 標	こども病院・感染症 センター		福岡市民病院	
	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
紹介率（％）	90.0	91.0	68.6	75.0
逆紹介率（％）	15.3	20.0	41.2	60.0
オープン カン ファ レン ス	回数（回）	28	30	27
	参加者数（人）	278	360	397
開放型病床への登録医 数（人）	51	65	58	100

(3) 災害時等の対応

災害発生時やその他の緊急時で市長の求めがあった場合等において、福岡市地域防災計画、各種疾患の対策行動計画等に基づき、適切に対応する。

また、災害発生時等に万全な対応を図ることができるように院内防災マニュアルの整備や防災訓練を行うとともに、必要物品等の確保に努める。

## 2 医療の質の向上

### (1) 診療体制の強化・充実

医療のさらなる高度専門化に対応し、より安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、医療安全などのチーム医療体制を充実させるとともに、各病院において次のとおり体制整備や取組の実施を行い、診療体制の強化・充実を図る。

#### ア こども病院・感染症センター

- (ア) 産科開設による周産期医療への着手
- (イ) 看護師の増員による夜間看護体制の充実
- (ウ) 麻酔科医の増員によるより安全・安定的な手術体制の構築
- (エ) 放射線技師の増員による当直体制の実施

#### イ 福岡市民病院

- (ア) 医師の増員による診療体制の強化
- (イ) 看護師の増員による7対1看護体制の導入
- (ウ) 脳卒中センターの機能強化（SCUの設置）
- (エ) がん治療における外来化学療法の実施（在宅治療の導入）

### (2) 病院スタッフの確保と教育・研修

#### ア 医師

医療水準を向上させるため、処遇や福利厚生の改善、育児・子育て支援等の働きやすい環境づくりを行うなど、優れた医師の確保に努める。

また、研修医の受入れ体制を整えるとともに、専門医研修施設として教育・研修体制の充実等に取り組む。

#### イ 看護師

2交代制や短時間勤務など柔軟で多様な勤務体系を検討するなど、働きやすい環境づくりを進め、看護体制の充実に必要な人員の確保に努める。

また、専門看護師や認定看護師等の資格取得を奨励・支援する体制を整えるなど、教育・研修システムを整備する。

#### 【関連指標】

指 標	こども病院・感染症センター	福岡市民病院
	平成20年度実績値	平成20年度実績値
看護実習受入施設数（施設）	5	3
常勤看護師離職率（%）	5.5	8.6

ウ その他医療技術職

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の整備等、教育・研修体制を充実させ、専門性や医療技術の向上を図る。

エ 事務職

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案できる事務部門を構築するため、専門的知識・経験を有する者等をプロパー職員として計画的に採用するとともに、その育成に取り組む。

(3) 信頼される医療

市民に信頼される良質な医療を提供するため、薬剤師による服薬指導や管理栄養士による栄養食事指導を充実させるとともに、院内感染防止対策の確実な実施や医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図る。

さらに、新たに医療安全管理者及び院内感染管理者を設置し、総合的な医療安全管理体制を強化する。

また、クリニカルパスを活用した事前説明の徹底や、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底を図るとともに、患者の希望に応じ、セカンド・オピニオンへ適切に対応する。

さらに、高度医療を担う病院として、新薬の開発等に貢献し、治療の効果や安全性を高めるため、積極的に新薬の開発治験に参加する。

また、財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を継続受審し、客観的な評価を踏まえて、改善すべき課題を改めて明確化するとともに、改善に向けた具体的な目標を設定し、その達成に向けて病院全体で取り組む。

【目標値】

指 標	こども病院・感染症センター		福岡市民病院	
	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
服薬指導件数 (件)	322	2,400	2,336	8,000
栄養食事指導件数 (件)	39	120	786	1,000
クリニカルパス適用率 (%)	68.8	75.0	20.6	30.0

### 3 患者サービス

#### (1) 患者サービスの向上

医師、看護師等の増員による質の高い医療及び充実した看護の提供とあわせ、診療の待ち時間の短縮に取り組むとともに、患者満足度調査を実施することで患者のニーズを的確にとらえ、より柔軟な対応を行うなど患者サービスの向上を図る。

また、より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに、治療効果を上げるための栄養管理の充実とあわせ、患者の嗜好にも配慮した病院給食の提供や保育士による病棟保育の充実（こども病院・感染症センター）に努める。

さらに、医療費の支払におけるクレジットカード、電子マネーの導入について検討するなど、患者の利便性の向上に努める。

#### 【目標値（こども病院・感染症センター）】

指 標	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
退院時アンケートの 平均評価点数（点）※	4.3	4.5

※ 全入院患者に対し、入院時にアンケートを配付し、退院時に回収  
10項目の視点（職種毎の接遇状況、病室等の環境、食事内容等）に対し、各5点満点で点数を記入してもらう。

#### 【目標値（福岡市民病院）】

指 標	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
患者満足度調査で非常に満足を感じている患者の割合（%）※	69.4	80.0

※ 職員の接遇や勤務態度等を中心に調査を実施  
この調査において、非常に満足を感じられた患者の割合を記載

## (2) ボランティアとの共働

植栽等の構内環境の整備や院内コンサートの実施等、ボランティアとの連携を図り、市民・患者の視点に立ったサービス向上に取り組む。

### 【関連指標（こども病院・感染症センター）】

指 標	平成20年度 実績値
植栽・院内飾り付け等ボランティア登録数（団体）	4
お話し会・工作教室等のボランティア登録数（団体）	4
プレイコーナーこども見守りボランティア登録数（人）	23
院内コンサート等開催数（回）	7

### 【関連指標（福岡市民病院）】

指 標	平成20年度 実績値
植栽ボランティア登録数（団体）	1
患者との対話ボランティア登録数（人）	1
院内コンサート開催数（回）	3

## 4 法令遵守と情報公開

市立病院としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、倫理委員会によるチェック等を通じ、役職員の行動規範と倫理を確立する。

個人情報保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応する。

また、法人の経営状況、専門医療に関する情報、各病院の役割及び医療内容、地域の医療機関との連携等について、ホームページや講演会等を通じ、情報発信に取り組む。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 運営組織

市立病院機構の運営を的確に行うため、理事会及び本部事務局などの組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、効果的・効率的な経営が可能となる運営管理体制を構築する。

また、病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用や、医療の専門知識を有する医療技術職の事務部門への配置等、弾力的な人事管理を行い、必要に応じて医療経営コンサルタント等も活用しながら診療報酬改定等の医療環境

の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案できる事務部門を構築する。

さらに、看護師等の医療従事者が病院経営により積極的に参画できる仕組みの構築を図る。

## 2 収支改善

### (1) 増収

診療体制の充実や病床利用率の向上、高度医療機器の稼働率向上に努め、収入増を図る。

また、診療報酬請求に係るチェック体制を強化し、請求漏れや査定減を防止するとともに、コンビニ収納等の拡大による未収金発生の防止や法的措置も含め、未収金対策の強化に取り組む。

こども病院・感染症センターにおいては、夜間の看護体制を充実させるため、看護師を増員し、小児入院医療管理料1の全病棟適用を行う。

福岡市民病院においては、看護師を増員し、7対1看護体制を導入するとともに、SCUの設置など診療体制を充実し、高度救急医療体制の拡充を図る。

#### 【目標値】

指 標	こども病院・感染症センター		福岡市民病院	
	平成20年度実績値	平成24年度目標値	平成20年度実績値	平成24年度目標値
病床利用率(%) ※1	79.9	81.6	92.0	95.0
新規入院患者数(人)	5,113	5,190	3,804	4,200
平均在院日数(日) ※2	9.9	9.9	15.6	14.0
1人1日当たり入院単価(円) ※2	79,431	86,697	46,320	56,466
1日当たり外来患者数(人) ※2	289.5	292.0	252.7	300.0
1人1日当たり外来単価(円) ※2	10,515	10,455	15,076	11,481
手術件数(件) ※2	2,041	2,100	1,842	2,000
救急搬送件数(件) ※2	686	720	1,689	2,200
診療報酬請求査定減率(%)	0.23	0.20	0.12	0.09

※1 こども病院・感染症センターは、一・二類感染症を除く。

※2 再掲

## (2) 費用削減

予算科目及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行い、効果的・効率的な事業運営に取り組む。

また、診療材料等の調達に係る価格交渉の徹底や契約手法及び委託業務の見直し、ジェネリック医薬品の使用拡大等を行い、費用の削減を図る。

さらに、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化、既存施設の有効活用などのアセットマネジメントを推進する。

【目標値】

(単位：%)

指 標	こども病院・感染症センター		福岡市民病院	
	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
材料費対医業収益比率	20.1	20.8	32.3	25.9
うち薬品費対医業収益比率	6.9	6.4	14.9	9.9
うち診療材料費対医業収益比率	12.5	13.7	16.2	15.9
委託費対医業収益比率	8.4	7.7	10.4	11.1
ジェネリック医薬品導入率	4.7	8.0	14.6	24.0

## 3 人事・給与

職員の意欲を引き出す人事制度を構築するとともに、職員の業績や能力、貢献度が公平に客観的に評価され、処遇面等に活かされる人事評価システムの導入を図る。

また、病院の業績や職員の職務・職責等に応じた給与制度を導入し、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図る。

有期職員については、より効率的・効果的な勤務体制の検討を行う。

【目標値】

(単位：%)

指 標	こども病院・感染症センター		福岡市民病院	
	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
病院職員の給与費対医業収益比率	56.2	60.0	53.9	55.9
		(退職給付費用を除く。)		(退職給付費用を除く。)
		57.2		53.3

※ 平成20年度の給与費は、退職手当を含まない。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 経営基盤の確立

市からの指示に基づき提供する医療のうち、効率的な経営を行ってもなお不採算となる部門の経費については、運営費負担金として市からの経費負担があるが、それ以外の事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充てなければならない。したがって、この運営費負担金繰入後の経常黒字が達成できる経営基盤を確立するため、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、増収及び費用削減や中・長期的視点に立ったコスト管理に取り組むとともに、月次決算の実施など経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他病院との比較分析を行うなど、効率的な病院経営を行う。

また、部門ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況を適宜確認するなど経営管理を徹底する。

##### 【目標値】

(単位：%)

指 標	こども病院・感染症センター		福岡市民病院	
	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値	平成20年度 実績値	平成24年度 目標値
総収支比率	100.8	101.7	100.3	107.4
経常収支比率	100.8	102.0	100.7	107.8
医業収支比率	96.1	83.7	90.1	93.2

※ こども病院・感染症センターの医業収支比率は、新病院開院を控え、建物の減価償却費が増加することにより下落している。

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 1 新病院に向けた取組

こども病院・感染症センターについては、PFI手法により整備を行う新病院整備等事業を承継し、平成26年3月の開院を目指して確実に事業を推進する。

また、新病院における診療部門の連携を図るための周産期センター化や循環器センター化に向けて検討を進めるとともに、新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、開院に向けて医療従事者を計画的に採用するなど、必要な準備を行う。

なお、新病院の整備にあたっては、平成20年9月の福岡市議会における「新病院の整備に関する決議」の趣旨に配慮する。

##### 2 福岡市民病院の経営改善の推進

福岡市民病院については、福岡市病院事業運営審議会から「市民病院は、東区、博多区、糟屋地区における中核的な病院として機能していること及び市の医療政策の総合的な推進の観点、さらに、経営改善の進捗も期待できることから、当面は現在の施設を活用して存続させることが適当である」と考える。この場合、経営の効率

化や健全化に向けた取り組みに、従来以上の努力を行っていくことが前提となる。なお、繰入金が増大するなど経営改善の達成状況が不十分な場合や、施設老朽化の時期においては、医療環境や財政状況など諸条件を踏まえて、市民病院のあり方について、再度検討する必要があると考えられる。」との答申がなされていることを踏まえ、この中期計画による経営改善の取組を着実に進め、質の高い医療の提供及び患者サービスの向上に努めるとともに、経営の効率化を図る。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度から平成24年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		35,160
医業収益		30,793
運営費負担金収益		4,267
補助金収益		100
営業外収益		597
運営費負担金収益		375
その他営業外収益		222
資本収入		1,998
運営費負担金		0
長期借入金		1,990
その他資本収入		8
その他の収入		1
計		37,755
支出		
営業費用		32,645
医業費用		31,713
給与費		18,668
材料費		7,270
経費		5,545
資産減耗費		2
研究研修費		229
一般管理費		932
営業外費用		656
資本支出		4,526
建設改良費		2,000
償還金		2,518
その他資本支出		8
その他の支出		112
計		37,940

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 19,240 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

高度・小児医療等の不採算経費及び救急医療の確保に要する経費等については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成22年度から平成24年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		37,964
収益の部	営業収益	37,366
	医業収益	30,793
	運営費負担金収益	4,267
	補助金収益	100
	資産見返負債戻入※	2,207
	営業外収益	597
	運営費負担金収益	375
	その他営業外収益	222
	臨時利益	1
	費用の部	
費用の部	営業費用	36,006
	医業費用	35,063
	給与費	18,176
	材料費	7,270
	経費	5,545
	減価償却費	3,748
	資産減耗費	95
	研究研修費	229
	一般管理費	944
	営業外費用	656
臨時損失	112	
純利益		1,190
目的積立金取崩額		0
総利益		1,190

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）減価償却費 3,748 百万円は、※印の資産見返負債戻入相当額 2,207 百万円を含む。

### 3 資金計画（平成22年度から平成24年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	38,266
業務活動による収入	35,765
診療業務による収入	30,793
運営費負担金による収入	4,642
その他の業務活動による収入	331
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,990
長期借入れによる収入	1,990
その他の財務活動による収入	0
福岡市からの繰越金	511
資金支出	38,266
業務活動による支出	33,414
給与費支出	19,240
材料費支出	7,270
その他の業務活動による支出	6,904
投資活動による支出	2,007
有形固定資産の取得による支出	2,000
その他の投資活動による支出	8
財務活動による支出	2,518
長期借入金の返済による支出	127
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,391
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	327

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 第7 短期借入金の限度額

### 1 限度額

2,000百万円

### 2 想定される短期借入金の発生事由

- ア 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等，偶発的な出費への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

なし

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は，病院施設の整備，医療機器の購入，教育・研修体制の充実等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

理事長は，使用料及び手数料として，次に掲げる額を徴収する。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- イ 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- ウ こども病院・感染症センターの患児家族宿泊施設の利用については，1泊1室につき1,000円
- エ 診断書及びこれに類する文書等の交付については，1通につき3,050円以内で理事長が定める額
- オ 上記以外のものについては，別に理事長が定める額

### 2 料金の減免

理事長は，特別の理由があると認めるときは，使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

## 第11 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画（平成22年度から平成24年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設，医療機器等整備	2,000	福岡市長期借入金等

## 2 人事に関する計画

職員の業績や能力等が処遇面に活かされる人事評価システムの導入を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

また、病院経営に精通した事務部門を構築するため、計画的にプロパー職員を採用するとともに、経理事務等を集中して行う事務センター（仮称）等を設置し、効率的な事務処理体制を整える。

さらに、有期職員の活用やアウトソーシングの検討を積極的に行い、正規職員の適正な配置、効率的な組織運営体制の構築を図る。

また、新病院開院に向けた職員の計画的な採用及び育成に取り組む。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

### ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	2,359	7,483	9,842

### イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	127	1,863	1,990

### ウ 新病院整備等事業

(単位：百万円)

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院整備等事業	平成22年度から 平成41年度まで	0	17,395	17,395

## 4 積立金の処分に関する計画

なし

# 参 考 资 料

## 〈用語解説〉

### 1 小児救急電話相談事業【第2-1(1)ア】

保護者が夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがよいのかなど、迷ったときに、小児科医師・看護師へ電話による相談ができるもの。

この事業は全国同一短縮番号（#8000）をプッシュすることにより、居住地の都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師から患者の症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けることができる。福岡県では、毎日19:00～翌朝7:00の間、受け付けている。

### 2 周産期医療【第2-1(1)ア】

妊娠後期から新生児期早期まで（妊娠満22週から生後満7日未満まで）の期間の出産に関する時期を一括した概念を周産期といい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るための医療。

### 3 第一種・第二種感染症指定医療機関【第2-1(1)ア】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる感染症法）による公費負担患者の入院医療を担当する医療機関をいい、第一種感染症指定医療機関はエボラ出血熱やペストなどが分類されている一類感染症患者を、第二種感染症指定医療機関はジフテリアや重症急性呼吸器症候群（SARS）などが分類されている二類感染症患者を担当する。

### 4 医療計画【第2-1(1)イ】

医療法の定めに基づき、厚生労働大臣が定めた医療提供体制の確保に関する基本方針に即し、都道府県がそれぞれの地域の実情に応じて定めた計画。平成18年の医療計画制度の見直しに伴い、4つの疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）と5つの事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）に関する医療連携体制の構築、目標の設定などが求められるようになった。

### 5 オープンカンファレンス【第2-1(2)】

病院主催の勉強会で、病院内職員に限らず、また、医師あるいは看護師、検査技師、放射線技師、薬剤師などの区別なく地域の医療者その他の参加者を募り、最近の考え方、研究、あるいは診療内容等についての講演や発表を中心に、自由に話し合い、検討することにより共通の理解を深め、地域全体の医療レベルの向上に寄与しようとするもの。

### 6 開放型病床【第2-1(2)】

病院のベッドをかかりつけ医に開放し、開放型病床に入院した患者をかかりつけ医が訪問し、病院の医師と共同で診療を行うための病床。

#### 7 ドクターカー【第2-1(2)】

医師や看護師が同乗することで、救急現場あるいは搬送時における医療行為を可能にする自動車。救急患者の救命率を高めることが可能であり、欧米では広く普及している。

#### 8 地域医療支援病院【第2-1(2)】

かかりつけ医からの紹介患者に対する医療提供や地域における救急医療の確保、医療従事者に対する研修、医療機器等の共同利用の実施等を通して、かかりつけ医等を支援する病院。

#### 9 チーム医療【第2-2(1)】

医師、薬剤師、看護師などの各医療職が専門性を最大限に発揮し、連携・協働して提供する医療。

#### 10 7対1看護体制【第2-2(1)〈福岡市民病院〉】

入院患者7名につき看護師1名を配置する体制で、診療報酬制度上の入院基本料は看護体制が手厚いほど多くなる。一般病棟では、15名(入院基本料が1日につき934点)、13名(同1,092点)、10名(同1,300点)、7名(同1,555点)の4区分があり、7名の区分は平成18年4月の診療報酬改定で設定されたものである。

#### 11 SCU(脳卒中集中治療室)【第2-2(1)〈福岡市民病院〉】

重篤な脳卒中患者に対し、高度・集中的な診療を行う設備。脳卒中治療の専門知識を持つ医師、看護師、放射線技師、理学療法士らでつくるチームが対応する。

#### 12 外来化学療法【第2-2(1)〈福岡市民病院〉】

入院せずに通院によって抗がん剤治療を行うこと。患者の精神的・経済的負担の軽減を図ることができる。

#### 13 専門看護師【第2-2(2)イ】

日本看護協会の専門看護師認定審査に合格し、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための特定の専門分野の知識及び技術を深めた看護師のこと。

#### 14 認定看護師【第2-2(2)イ】

日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができるとみとめられた看護師のこと。

#### 15 クリニカルパス【第2-2(3)】

医師、看護師、コメディカルスタッフ(=医療チーム)が、共同で実践する治療・検査・看護・処置・指導などの治療行動計画を時間軸に沿ってまとめたもの。

**16 インフォームド・コンセント【第2-2(3)】**

医療側は診断と治療のねらいや内容を十分に説明し、主体となる患者側はその説明内容を納得して治療を受けること。

**17 セカンド・オピニオン【第2-2(3)】**

患者が検査や治療を受けるにあたり、主治医以外の医師に求めた意見、または意見を求める行為のこと。

**18 治験【第2-2(3)】**

製薬会社で開発中の薬を患者等に使用してもらい、有効性や安全性を確認する試験。

**19 病院機能評価【第2-2(3)】**

財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業。「患者の権利と医療の質および安全の確保」、「療養環境と患者サービス」などについて、病院運営の専門家が評価する。

受審の準備を進めることで、医療の質の向上やサービス改善が進むとともに、第三者の評価により現状が客観的に把握でき、改善すべき点が明確にされるなどの効果がある。

**20 病棟保育【第2-3(1)】**

環境の変化等による身体的・精神的負担の多い入院生活において、少しでも病気の苦痛や緊張を忘れ、子どもらしい笑顔のある生活ができるよう、保育士等が病棟やプレイルームなどで行う保育のこと。

**21 査定減【第3-2(1)】**

診療内容や検査、処置、手術、投薬などの項目ごとの診療報酬の請求について、審査機関が定められた治療を照らし合わせた結果、記載されている診療内容及び請求内容について、規則などの定めによって行われているかを審査し、適切でないと判断したもの。

**22 小児入院医療管理料1【第3-2(1)】**

子ども病院など、地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関においては、現行の診療報酬制度で規定されている要件以上の手厚い人員配置により、高い水準の医療が提供されている。こうした医療機関について、診療報酬上さらに高い評価を行うもので、1（1日につき4,500点）から5（同2,100点）まで5段階で規定されている。

**23 ジェネリック医薬品（後発医薬品）【第3-2(2)】**

新薬の独占的販売期間（有効性・安全性を検証する再審査期間及び特許期間）が終了した後に発売される、新薬と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が同一であり、新薬に比べて低価格な医薬品。

〈各指標の計算式〉

項 目	計 算 式
1日当たり入院患者数	延べ入院患者数／日数
平均在院日数	延べ入院患者数（退院日除く）／（（新入院患者数＋退院患者数）／2）
1人1日当たり入院単価	入院診療収入／延べ入院患者数
1日当たり外来患者数	延べ外来患者数／診療日数
1人1日当たり外来単価	外来診療収入／延べ外来患者数
紹介率	（紹介患者数＋救急患者数）／初診患者数×100
逆紹介率	他の医療機関への紹介患者数／初診患者数×100
常勤看護師離職率	年度退職者数／（（年度当初在職者数＋年度末在職者数）／2）×100
クリニカルパス適用率	クリニカルパスの適用患者数／入院患者数×100
病床利用率	1日当たり入院患者数／病床数×100
診療報酬請求査定減率	査定減点数／診療報酬請求点数×100
材料費対医業収益比率	材料費／医業収益×100
薬品費対医業収益比率	薬品費／医業収益×100
診療材料費対医業収益比率	診療材料費／医業収益×100
委託費対医業収益比率	委託費／医業収益×100
ジェネリック医薬品導入率 （品目ベース）	ジェネリック医薬品採用品目数／採用品目数×100
病院職員の 給与費対医業収益比率	病院職員の給与費／医業収益×100
総収支比率	総収益／総費用×100
経常収支比率	経常収益／経常費用×100
医業収支比率	医業収益／営業費用×100

※収益及び費用は、消費税及び地方消費税の処理を税抜き方式で行った数字を使用。

## 地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画

### 前文

京都市立病院（以下「市立病院」という。）、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）等を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）は、法人の定款で定められた法人設立の目的を果たすため、京都市長から指示された中期目標を達成するための具体的な運営計画として、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）を定める。

### 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。

### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 市立病院が提供するサービス

##### (1) 感染症医療

ア 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れるとともに、新館1階に感染症外来を設置し、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備える。

イ 強毒性の新型インフルエンザ等の発生時には、入院治療を行う専門病院として患者を受け入れ、京都市内において中核的な役割を果たす。

ウ 新型感染症などが発生した場合に対応できる医師や看護師等の専門職員を確保するとともに、検査試薬や医薬品、予防接種ワクチンなどについて十分な数量の確保に努め、その流行時には、平成21年の新型インフルエンザ発生時の経験と実績を生かし、迅速に必要な診療を行う。

##### (2) 大規模災害・事故対策

ア 耐震性能に課題のある北館については、免震構造の新館に建て替えることにより、大規模災害時にも、患者の安全の確保に万全を期すとともに、診療機能の維持等を図る。

災害現場や他の医療機関からの搬送を行うために、新館屋上にヘリポートを整備する。

また、備蓄倉庫を拡充し（70㎡⇒約150㎡）、大規模な災害や事故の発生に備える。

イ 京都市地域防災計画に従い迅速に救護班を編成し、救護所を設置することができるよう、院内はもとより、京都市との連携の下、院外での訓

練や研修に積極的に参加するとともに、緊急時に職員が迅速に参集することができるよう、病院敷地内に職員用の宿舎を確保する。

また、市外における大規模災害の発生時に援助要請に応えられるよう、引き続き災害医療派遣チーム（DMAT）を編成し、訓練を継続する。

(3) 救急医療

ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、引き続き、365日24時間救急医療を提供し、入院を受け入れるとともに、可能な限り、救急搬送の受け入れを行う。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
救急車搬送受け入れ患者数	3,095人	4,000人
救急車搬送受け入れ率	85.7%	92.0%

イ

(ア) 市立病院整備運営事業により建設する新館において、次のように施設面で充実を図る。

- ① 救命救急部門の拡張（約200㎡→約800㎡）
- ② 専用処置室の確保（兼用3室→専用3室）
- ③ 専用診察室の確保（兼用3室→専用4室）
- ④ 救急病床（8床）を併設した救急部門の設置
- ⑤ 手術室の増設（7室→10室）
- ⑥ 集中治療室の増床（6床→10床）
- ⑦ ヘリポートの整備

(イ) 救急専任医師の増員をはじめ、必要な職員体制の確保を図る。

(ウ) 施設面及び必要な人員の確保により、地域救命救急センターの指定を目指す。

ウ 小児救急医療については、引き続き365日24時間小児科医師を配置し、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下、入院を必要とする小児を可能な限り受け入れる。

(4) 周産期医療

合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送を受け入れる。

新館整備時においては、現在の未熟児室と比較して、より高度な医療を

提供することができ、かつ、より多くの患者に対応することができる新生児特定集中治療室（以下「NICU」という。）及び新生児治療回復室（以下「GCU」という。）を設置する。

現 状 未熟児室10床

新館整備後 NICU 6床、GCU12床

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
NICU受入れ実患者数	—	70人

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院としての取組

地域医療において中核的な高度急性期医療病院としてこれまで果たしてきた役割を踏まえ、新館整備により拡充する高度医療機能を十分に生かすことができるよう取組を進める。

また、地域の医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラム、地域医療連携カンファランスを定期的を開催し、その他の研修会等についても充実を図る。

【関連する数値目標】

(高度医療機能)

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
手術件数	4,033件	4,800件

(地域医療連携)

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
紹介率	42.2%	60.0%
逆紹介率	68.0%	80.0%
地域連携クリティカルパス適用件数	47件	130件

イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組

(ア) 新館整備に際し、PET-CTの導入などにより画像診断部門の拡充を図る。

病理診断については、複数の病理医及び複数の細胞検査士を継続して配置し、引き続き、迅速かつ精度の高い診断を行っていく。

最適な治療を行えるよう外科的手術，放射線治療，化学療法，血液がんに対する造血幹細胞移植，緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保するため，新館整備に際し，次の事項に取り組む。

① 手術室の増設（7室→10室）（再掲）

内視鏡下手術の割合を増加するなど，体への負担が少ない方法を積極的に選択する。

② 外来化学療法室の拡充

10床→14床

③ 造血幹細胞移植に対応した無菌室の充実

- ・ 無菌ユニット 1床→2床
- ・ 無菌室 0床→4床

④ 緩和ケア病床の設置（10床新設）

(イ) 放射線治療装置（リニアック）を用いた高精度照射（定位照射，IMRT，VMAT）に継続して取り組み，新館整備に際しては，リニアックを1台から2台に増設し，治療体制を強化する。また，腔内照射，前立腺がん永久挿入密封小線源治療，メタストロン注を用いた骨転移の疼痛緩和療法を継続実施し，がん治療の充実を図ることにより，全国有数の放射線治療の拠点を目指す。

(ウ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関，地域の医療機関等とともに我が国に多いがんについての地域連携クリティカルパスを整備するなど連携の強化に努める。

また，乳がん検診の精密検査や子宮頸がんのワクチン接種の実施など京都市が実施するがん予防の取組に協力する。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
新規がん患者数	953人	1,200人
がん治療延べ件数	11,876件	15,200件
化学療法件数	4,292件	5,500件

ウ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・脳・血管病センターの設置

生活習慣病を基礎とした血管病変に対して集学的治療を行うため，手術室，集中治療室において専門診療科による治療を行うことはもとより，心臓，脳，下肢などの全身の血管病変に対して，診療科の枠を超えて連携し，診療を行う。また，心臓外科手術を要する場合は，他の病院と連携する。

また、血管病変を早期に発見するため、MRIや血管エコーを用いた人間ドックのオプション検査の拡充を図る。

新たに言語聴覚士を採用し、<sup>えんげ</sup>嚥下障害への対応を充実させるとともに、集中的な治療期を経過した患者には、可能な限り早期からリハビリテーションを行うことができるよう、必要な体制を整備する。

また、急性期のリハビリテーションを終えた患者は、各種の地域連携クリティカルパスの適用件数の拡大を図ることなどにより、回復期のリハビリテーションを実施する医療機関へ紹介することによりリハビリテーションの効果を高める。

#### (イ) 糖尿病治療

日本全国や海外からも肥満患者を受け入れている実績を生かし、引き続き、徹底した食事・運動指導等を行うとともに、新たに肥満外来を開設する。また、糖尿病・代謝内科と他の診療科の連携により、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組む。

#### エ 小児医療

(ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため、新館整備に際してNICU 6床及びGCU 12床を整備する。

(イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髄移植推進財団の認定施設としてのこれまでの造血幹細胞移植治療の実績を生かし、新館整備に際して無菌室を増設し、引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を的確に実施していく。

#### オ 専門外来

現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来など）を、引き続き、実施するとともに、新たに肥満外来や薬剤師等による専門的な相談指導を実施する。

#### (6) 看護師養成事業への協力

医療の高度化、複雑化、専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため、京都市と大学等の看護師養成機関との協議に基づき、看護学生の受入れを行う。

#### (7) 保健福祉行政への協力

社会情勢や地域医療の状況の変化などを踏まえ、医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）を新たに配置することにより、保健医療、福祉医療、医療費支払などの経済問題に関する相談に対して、的確かつ丁寧に応じることができる体制を整備する。

感染症の大流行など市民の健康を脅かす危機が生じた際には、京都市の保健衛生行政に必要な協力を行う。また、京都市が行う市民の健康づくり

の環境整備に協力する観点から、健康教室や母親教室、栄養指導等を引き続き実施する。

(8) 疾病予防の取組

ア 人間ドックについては、脳ドックの実施やオプション検査の充実などにより機能の充実を図るとともに、必要な検査機器や体制を確保することにより、引き続き、迅速かつ正確な診断を実施し、検査結果を検査当日に説明することにより、早期の治療に結び付ける。

特定保健指導については、生活習慣病の予防につながるより効果的な指導を実施できるよう努める。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
人間ドック受診者数	2,843人	3,600人

イ インフルエンザワクチンや子宮頸がん<sup>けい</sup>予防ワクチン、インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチン、肺炎球菌ワクチン、海外渡航者向けの各種ワクチンの予防接種等を引き続き実施する。

健康教室については、市民の疾病予防の推進、健康増進に寄与できるテーマ選びや関心が高まるような実施方法を工夫しながら、引き続き行っていく。

2 京北病院が提供するサービス

(1) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担、病床の利用率、医師確保の状況等を踏まえ、適切な入院・外来診療体制を確保していく。

イ 患者送迎サービスの充実を図るため、リフト付き送迎車を導入するなど、利便性の向上に努めるとともに、通院が困難で在宅での療養を行う高齢者に対しては、訪問診療、訪問看護の充実を図る。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
訪問診療件数	469件	960件
訪問看護件数	3,870件	5,600件

(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む。

(2) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、医師等必要なスタッフを確保することにより、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。また、高度医療を必要とするなど京北病院で対応できない患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期医療機関との連携を図る。

(3) 介護サービスの提供

ア 施設介護サービスの提供

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の要介護度や家族の状況など入所者の状態に応じた適切な期間入所できるよう、長期入所・短期入所共に受け入れていく。

【関連する数値目標】

事 項	平成26年度目標
長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数	利用者数26人/日 (稼働率89.7%)

イ 居宅介護サービスの提供

通院が困難な者に対して、そのニーズに対応して訪問看護、訪問リハビリテーションを充実する。また、日常生活の自立を支援するため新たに通所リハビリテーションを行う。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
訪問看護件数 (再掲)	3,870件	5,600件
通所リハビリテーション	—	2,400人

(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む。

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

ア 京北病院の診療体制や日常的な医療・健康に関わる取組などについて、地域組織等の協力を得て、タイムリーな周知・広報に努める。また、健康教室などをはじめ、地域と連携した事業の実施に努め、地域への積極的な浸透を図る。

イ 医療・保健・福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアを実現する

ため、京北病院が、右京区役所京北出張所との連携を強化するとともに、医療・保健・福祉サービスを提供する施設のネットワークであるいきいき京北地域ケア協議会に、引き続き積極的に参加することにより、京北地域において地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たす。

### 3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

- (1) 市立病院は、高度医療機能を充実させるとともに、市立病院の特長について地域のかかりつけ医への適切な情報提供に努めることにより、信頼感を高め、入院や手術を必要とする急性期の紹介患者数の増加を図る。

回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、地域医療連携を担当するMSW等を中心とした円滑な転院及び退院の調整により患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院、在宅復帰への支援等を行う。

- (2) 京北病院は、右京区役所京北出張所やいきいき京北地域ケア協議会との情報交換を行い緊密に連携を図るとともに、市立病院との連携及び協力体制の充実を図り、京北地域における地域連携の中心的な役割を果たす。

### 4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

- (1) 患者の視点、患者の利益の優先

#### ア 患者中心の医療の提供

地域の疾病動向や患者ニーズの変化を常に的確に把握し、自治体病院として提供すべき医療の内容を常に検討し、患者の視点を最優先にした医療及びサービスの提供を行う。

#### イ 患者との的確なコミュニケーションに基づく医療

職員は、患者が安心して自分の病状や悩みを説明できるよう常に謙虚な姿勢で、患者の病状や痛み、悩みに耳を傾ける。

また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解できるようクリティカルパスの活用や患者参加型看護計画の適用の拡大などに努め、医療従事者と患者の信頼関係の下、患者の同意を得て診療を行うことにより患者の自己決定権を尊重する。

コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度については、定期的に患者・家族にアンケート調査を実施し、これを公表する。

- (2) 医療の質の向上に関すること

ア 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、専門医や認定看護師の資格の取得をはじめ、高度かつ標準的な治療を提供するために必要となる最新の知見の習得や経験の積み重ねを積極的に支援する。

イ 地域の疾病動向や患者ニーズ、医療機器の稼働状況や耐用年数、新たな医療機器の開発状況、他の医療機関における機器の整備の状況などを考慮して、医療機器の整備計画を策定する。

また、高額な医療機器や設備の整備に当たっては、整備の目的や需要予測、稼働目標を年度計画において公表する。

ウ 市立病院においては、医療の質に関する客観的なデータとして臨床指標を収集し、国や他の医療機関において公表されている臨床指標のデータとの比較分析を行うことにより、更なる医療の質の向上を図る。

エ 医療法に基づく医療機能情報提供制度を通じたインターネットによる基本データの提供や市立病院の臨床指標を公表することなどにより医療の質に関する客観的なデータを公表する。また、市立病院においては、医療機関の機能を客観的に評価する第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構の認定期間が満了する平成26年度に機能評価の認定の更新を目指す。

(3) 安全で安心できる医療の提供に関すること

ア

(7) 医療安全の確保は、個々の職員の個別的な努力や注意力に依存した取組では限界があることから、市立病院においては、医療安全に係る専門委員会を設置し、医療安全に係る数値目標の設定と組織的な進捗管理を行ってきたことなどが評価され、医療安全全国共同行動推進会議から平成22年度に優秀活動賞を受賞した実績を踏まえ、更に、重大な事故について調査分析を行う外部の有識者を構成員に加えた医療事故調査委員会を設置するなど組織的な対応を継続して行う。

(イ) また、京北病院においては、引き続き、医療安全管理委員会の設置や事故予防チェックカードの活用などにより安全で安心できる医療を提供する。

(ウ) 院内感染防止の観点から感染防止委員会を引き続き設置し、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証していく。

(エ) 引き続き、医療安全管理マニュアルや医療安全の要点をまとめたスタッフハンドブックを必要に応じて改訂する。

イ

(7) 医療事故は、単独の要因により起こることは少なく、複合的な要因によって起こる場合が多く、事故に至った要因を組織的に、把握、分析し、事故要因を取り除いていくことが重要であるため、迅速な医療安全レポートの提出を引き続き義務付け、発生したインシデントやアクシデントの事例を収集、分析し、対策を講じ、その情報共有を図る。

(イ) インシデント及びアクシデントの報告については、引き続き、公表基準を定め、これに従って公表することにより医療安全の風土づくりを進める。

(ウ) 医療安全に関する教育を充実するため、研修計画を定めて職員研修

会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため医療安全管理研修制度を継続する。

また、医療安全推進月間や医療安全週間の取組として病院全体や各部門ごとに研修会を開催する。

(4) 患者サービスの向上に関すること

ア 法人が提供する医療は、疾病への対応だけではなく、患者や家族の苦痛や不安に対して誠意を持って対応する患者中心のサービスの提供であることを職員に徹底する。

また、職員の接遇・応対についての研修計画を毎年度策定し、実施するとともに、各部門において、接遇・応対の自己点検を実施する。

イ 施設面での快適性や利便性の確保のため、市立病院の新館整備に際し、病室の療養環境の向上を図り、病棟にデイルームを設置するとともに、売店、食堂を一新し、患者図書室及びインターネットコーナーの新設を行う。

また、再診予約患者のうち、かかりつけ医への逆紹介が可能な方については、早期に逆紹介を行うことなどにより、医師ごとの1日当たりの予約患者数の適正化を図り、待ち時間を短縮する。

とりわけ、地域医療連携の観点から高度急性期医療を担う市立病院においては、地域の医療機関から紹介を受けた初診予約患者については、できるだけ待ち時間なしで予約時刻に診察を開始する。

ウ 患者満足度調査については、これまでの職員の接遇に関する調査項目だけではなく、医療サービス全般を対象とした項目とし、年間2回以上定期的に調査を行い結果を公表するとともに、その結果に基づいて必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図る。

(5) 情報通信技術の活用

市立病院においては電子カルテの導入により統合された診療情報をより有効に活用するために、総合情報システムの運用を定期的に見直し、医療の質の向上を図る。

また、市立病院における総合情報システムや京北病院におけるオーダーリングシステムを活用し、リアルタイムで共有できる情報の範囲の拡大や更なるペーパーレス化の推進により、医師の指示等を迅速・正確に伝達することや、転記ミス等のヒューマンエラーを低減することにより、医療安全の更なる向上を図る。

5 適切な患者負担についての配慮

第10に掲げるとおり、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 業務運営の改善に係る仕組みづくり

- (1) 患者、市民、職員等の意見を取り入れ、PDCAサイクルを確実に実行することにより、医療の質や患者サービスの向上を図る。
- (2) 職員の経営参画意識と志気の高揚を図るため、理事会における議論など、病院経営に関する情報、課題等を定期的に職員に周知し、個々の職員が経営状況や病院の業務運営上の課題を理解し、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成するとともに、職員の業務改善等に係る提案や取組を奨励し、積極的に評価する。

#### 2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

- (1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るため、企画戦略部門を集約し、給与支払業務などのアウトソーシングを行うなど、組織のスリム化を図り、迅速な意思決定が可能な組織を構築する。  
また、組織については、医療環境の変化や市民の医療ニーズに的確に応じられるよう、弾力的に対応する。
- (2) 役員と職員との円滑な意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員活動について、常に職員が把握できるよう、周知に努め、各部門からの業務運営に関する報告や提案をしやすい仕組みを構築する。
- (3) 企画戦略機能を強化し、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自律的・弾力的な病院経営を実施するため、法人業務全体の経営管理を行う部門を設置する。また、病院経営や医療事務等に精通した人材を積極的に確保・育成して経営能力等を強化する。
- (4) 個々の職員の担当業務を明確にし、法人として決定された事項に係る各部門や各職員への伝達方法を統一するとともに、指揮命令系統を有効に機能させる。また、指揮命令系統に支障が生じていないか常に確認を行う。
- (5) 監事、会計監査人による監査の活動範囲と内容を明確に定義し、独立・公正な立場で業務遂行ができる体制を確立し、監査の報告とフォローアップを的確に実施する。

#### 3 医療専門職の確保とその効率的な活用

##### (1) 医療専門職の確保とその効率的な活用

ア 広報活動を強化し、人材の確保に努めるとともに、地方独立行政法人の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれず、両病院にとって真に必要な能力・知識を有する職員を確保する。

市立病院については、高度急性期病院としての医療機能を最大限に発揮するため、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の充実等により、専門性の高い、優秀な医療専門

職を確保する。

京北病院については、へき地医療の提供及び介護老人保健施設における介護サービスの実施に必要な職員を安定的に確保する。

イ 各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、総合的な診療体制を構築することにより、栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム、褥瘡対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチームなどを引き続き設置するとともに、迅速、高度なチーム医療の提供体制を拡充する。チーム医療の中心的役割を果たす医療専門職を積極的に養成する。

## (2) 医師

### ア 市立病院

高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修医の受入れについては、引き続き臨床研修医にとって魅力ある臨床研修プログラムを実施することにより、教育研修体制の充実を図るなど、引き続き優秀な臨床研修医を十分確保する。

### イ 京北病院

大学等関係機関との連携の強化や公募を実施するなど、総合的な知識と経験を有する医師を確保する。

また、引き続き市立病院との連携による応援体制を確保する。

### ウ 他職種との適切な役割分担

医師の負担の軽減により、医師確保と定着化を促進するため、看護師、医療技術職、医師事務作業補助者（医療クラーク）などの医師の支援体制を強化するとともに、医師の増員を図る。

## (3) 看護師

ア 入院患者の重症度や看護必要度を常に把握し、適正配置について、常に検証するとともに、育児に係る短時間勤務をはじめ柔軟で多様な勤務体系を導入するなど、働きやすい環境づくりを進め、必要な人員を確保する。

イ 緩和療法エキスパート認定、静脈注射実施認定、学生指導リーダー認定などの独自の認定制度や看護研修発表会、習熟レベルに応じた臨床実践能力向上のための計画的な教育及び育成に係る取組を継続して実施する。

ウ 夜間における病棟ごとの医療安全の確保のために必要な体制を検証し、それに応じた適正な人数の看護師を引き続き配置する。

## 4 職員給与の原則

職員の職務、職責、勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度の検討など、職員の努力が報われ、働きがいを実感できる仕組みづくりを進めると

ともに、職員の給与は、常に社会一般の情勢に適合したものとする。

## 5 人材育成

### (1) 専門知識の向上

ア 市立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画的に実施し、医療に関する専門性の向上を進める。

イ より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保し、医療従事者の技能と意欲の向上を図る。

ウ 指導医、専門医、認定看護師等、市立病院の医療機能向上のため必要な資格取得の支援を行う。

エ 認定看護師については、平成26年度までに、現状の6人から、新生児集中ケア看護（NICU、GCU等周産期医療の充実）、救急看護（救急救命の拡充）部門を含む14人に資格取得者を増やす。

オ 他の医療機関との交流を積極的に進める。

カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、必要な研修などへの参加を進める。

### (2) 医療経営、医療事務に係る専門知識の向上

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案する部門を構築するため、病院経営に精通した事務職員を採用・育成するとともに、診療報酬事務など医療事務に係る専門研修への参加の促進、外部の専門家の支援などを通じて、職員全体として、事務遂行能力の底上げを行う。

### (3) 病院事業の根本となる理念の更なる共有化を図り、人事評価制度を通じ、個々の職員の業務に対する意欲や目的意識を向上させる。

## 6 人事評価

人材育成、人事管理に活用するため、医療組織に適した公正で客観的な制度を構築し、早期の実施を目指す。

職員の意欲を高め、更なる能力を引き出すため、職員の能力、勤務実績について、長所や努力を積極的に評価することのできる制度とし、オープンな評価基準に則した公平な評価を行う。

また、評価結果については、人事評価制度の趣旨を踏まえ、適切に活用する。

## 7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

(1) 次のような取組を通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげる。

ア 時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるとともに休暇取得率の向上に取り組む。

イ 労働安全衛生に係る取組の充実を図る。

ウ メンタルヘルス対策も含め、職員の健康の保持増進に取り組み、快適な職場環境づくりを進める。

エ 育児のための短時間勤務制度を導入することにより、育児中の職員の業務の負担軽減を図るなど、ワークライフバランスに配慮した雇用形態や勤務時間を設定する。

オ 日常的にコミュニケーションの取りやすい職場をつくるため、管理職員の意識の高揚を図る。

カ 職員が業務の改善提案などの意見を積極的に出しやすい環境整備に努め、また、職員間において業務にかかわる情報共有の場を確保し、職場内のコミュニケーションの活性化を図る。

キ 職員の努力や業務実績を把握し、人事管理に適切に反映させる。

(2) 法人職員としての働きがいなど、職員の満足度にかかわる調査を実施する。職員満足度の向上を患者満足度の向上につなげる観点から、職員満足度と患者満足度を併せて分析、公表する。

#### 8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用

より快適な市民目線でのサービスを提供するために、本格的にボランティア制度を導入し、ボランティア活動中の事故に対する保険の導入やボランティアが利用できる部屋の整備など、その活動をサポートする環境を整備する。

市民モニター制度を新たに実施し、市民モニターから、サービスに関する評価、意見、提案を受ける。

### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 収益的収支の改善

次の取組を推進することにより、法人全体及び各病院単位ともに、経常収支で単年度黒字基調を維持する。

##### (1) 収益の確保

ア 各診療部門や看護部門等の連携による、病床の運用体制を構築し、効率的な病床の運用を実施することで、病床利用率の向上を図る。

イ 病診連携（市立病院と診療所との間の連携）及び病病連携（市立病院と他の病院との間の連携）の強化をはじめとする地域医療連携の取組の推進によって、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。

ウ 医事業務に精通した職員を採用・育成することにより、診療報酬の請求漏れや減点の防止を図る。

エ 未収金発生防止マニュアル及び未収金回収マニュアルに基づく適切な未収金対策を実施する。

【関連する数値目標】

項目		市立病院		京北病院	
		平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
経常損益		102百万円	120百万円	△174百万円	45百万円
入院	一般病床 利用率	82.0%	91.1%	63.6%	71.1%
	延べ 患者数	161,457人	178,511人	9,520人	9,855人
	実患者数	10,521人	12,733人	427人	442人
	診療報酬 単価	45,729円	51,310円	23,405円	27,350円
外来	延べ 患者数	312,017人	294,782人	32,523人	33,320人
	診療報酬 単価	8,862円	10,408円	5,287円	5,590円

(注1) 上記の経常損益のほか、市立病院整備運営事業による北館の除却等により、臨時損益として中期計画の期間中に905百万円の臨時損失を見込んでいる。

(注2) 一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。

項目	京北介護老人保健施設
	平成26年度目標
稼働率	89.7%
延べ入所者数	9,490人
介護報酬単価	14,535円

(2) 適正かつ効率的な費用の執行

ア 人件費比率の目標を引き続き設定し、医療の質の向上や医療安全の確保などに十分配慮したうえで、診療収入の増収及び時間外勤務手当の削減等に取り組む。

【関連する数値目標】

項目	市立病院		京北病院	
	平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
人件費比率	64.4%	53.9%	83.8%	75.0%

(注) 人件費比率は、給与費/医業収益(総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの)

イ 診療材料等の調達においては、特別目的会社(以下「SPC」という。)に卸業者との価格交渉等を行わせることにより、民間のノウハウを活用する。併せて、法人において、その内容を適切にチェックすることで、安定的に診療材料等を確保するとともに、材料費の節減を図る。

ウ 医療上の必要や医療安全に配慮しながら、医薬品の採用品目数の縮減や、後発医薬品の採用品目数の増加に取り組み、材料費の節減を図る。

【関連する数値目標】

項目	市立病院		京北病院	
	平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
医薬品 採用品目数	1,452品目	1,200品目	731品目	600品目
後発医薬品 採用品目率	11.1%	30.0%	7.3%	30.0%

(3) 運営費交付金

政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の節減にも努め、運営費交付金については、政策医療を着実に実施することにより不採算となる金額を受け入れることとする。

本計画に計上する運営費交付金の内訳は、感染症医療、災害時医療、救急医療等の政策医療に係る経費及び高度医療等の不採算経費について、国が定めた地方公営企業繰出金に関する基準に準じたものとする。

運営費交付金の考え方は、上記基準と同様である。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当する運営費交付金については、料金助成のための運営費交付金とする。

(4) その他

中間決算を踏まえた経営分析を実施するとともに、部門別収支の管理・分析手法の導入を段階的に進め、よりの確な経営判断を行っていく。

## 2 安定した資金収支の実現

1に記載した取組に加え、4年間の設備投資計画に基づく投資や、計画的な職員採用を行うことにより、京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営する。

## 3 経営機能の強化

(1) 診療報酬の改定や患者の動向を踏まえた機動的な対応を行うため、経営企画機能を強化する。また、理事長の決定を補佐する理事会を定期的開催するとともに、理事の役割分担を明確にしたうえで、迅速かつ適切な意思決定を行う。

(2) 職員一人一人が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長等の管理監督職員がリーダーシップを発揮し、職員に適切な目標を付与するとともに、目標達成度の評価を行う。

## 4 資産の有効活用

建物や医療機器などへの設備投資については、あらかじめその目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、結果については法人内の専門委員会において評価を行う。また、すべての資産の活用状況を定期的に検証することにより、資産の遊休化を回避し、資産の有効活用を図り、効率的かつ効果的な病院運営に努める。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

### 1 市立病院整備運営事業の推進

(1) 北館の建替え及び本館の改修を行うとともに、救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充し、更なる医療機能の充実・強化を図る市立病院整備運営事業を着実に推進し、平成25年4月に新館での診療を開始し、平成26年7月にすべての施設整備工事を完了する。

(2) また、平成22年1月に締結したSPCとの市立病院整備運営事業の事業契約に基づき、平成25年4月からは、市立病院が個別に委託している医療周辺業務、維持管理業務などをSPCに包括して委託し、SPCによるトータルでのマネジメントの下に業務間の連携を強化することで、効率的な病院運営を目指すとともに、患者サービスの向上を図る。

(3) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑制を図る。

また、医療周辺業務を受託し、実施するSPCとの適切な協働関係を構築し、また、SPCが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬

の増大につなげる。

- (4) 効率的で実効性のあるモニタリングを担保するため、事業者によるセルフモニタリングを義務付けるとともに、法人として設置するモニタリングのための委員会において、SPCの業務遂行状況の確認、評価を確実に行う。

## 2 コンプライアンスの確保

- (1) 医療法をはじめとする国の法令並びに京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例をはじめとする法人に適用される京都市の例規を遵守する。これを実現するため、関係法令等の改廃、社会情勢の変化等に応じて、病院内ルールの点検、確認を行い、不備や無駄があれば速やかに改善する。

- (2) コンプライアンス推進指針を策定し、役職員に対し研修を実施する。

京都市情報公開条例の遵守を通じて情報の公開に適切に対応する。

法人内部におけるコンプライアンス確保の仕組みが最大限機能するように、理事会の適正な運営に係る規程、監事による監査の適正な実施に係る規程を整備し、着実に実施する。また、法人外からのチェックを可能とするため、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられていない法人の会計規程や契約規程、理事会の開催状況、監事の監査の結果等についても法人のホームページを通じて公開する。

## 3 戦略的な広報とわかりやすい情報の提供

- (1) 市民に対して、医療サービスや法人の運営状況に係る情報等を、わかりやすくお知らせするために、ホームページに掲載する情報の充実・整理を行う。また、関係医療機関等については、訪問活動の実施により、病院の診療内容の周知にとどまらない、両者の連携の強化を図るなど、目的や対象に応じた広報活動を展開する。

- (2) 中期計画に定めた医療の質や経営に関する指標について、実績の経年変化や目標の達成度を明示し、他の類似医療機関との比較等に基づく分析を行うなど、正確で分かりやすい情報を提供する。

- (3) 職員が中期目標を達成するために必要な業務改善を適切に行うことや業務改善に係る意欲を向上させるため、病院経営に関する情報、課題等を適切に職員に情報発信することにより、情報の共有を図るとともに、個々の職員に法人の運営状況を正確に理解させ、法人の意思に沿った適切な行動に結びつける。

## 4 個人情報の保護

すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させるため、個人情報保護についての研修を定期的実施する。個人情報を物理的に保護するため、記録媒体の持ち出し制限の徹底や、サーバ室の入退室記録の管理などを引き続き徹底する。

また、法人は京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の保護に関し、京都市と同様の必要な措置を講じることとする。

## 5 関係機関との連携

- (1) 医療の提供に当たっては、京都市の保健衛生担当部局、消防局等との連携を密にし、健康危機事案への対応、地域保健の推進又は救急搬送受け入れを積極的かつ的確に行う。
- (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院その他の市内主要病院、広域的な医療を担う医療機関、国及び京都府との連携を図る。
- (3) 新たな医薬品・医療機器等の開発に当たって必要となる、臨床試験に関する資料の収集に可能な限り協力するとともに、医学の発展に必要な新たな治療法の開発や既存の治療法の検証に協力する。

## 6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組み、廃棄物については、分別の徹底やリサイクルの推進により減量に努め、省資源・省エネルギーについては、高効率機器の導入、自然エネルギーの積極利用、機器の効率的な運転管理の実施等により資源・エネルギー消費量の削減を図る。

### (1) 温室効果ガスの排出抑制

温室効果ガスについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、京都市地球温暖化対策条例に基づき、環境マネジメントシステムの導入等の取組により、単位床面積当たりの排出量を削減する。

### (2) 廃棄物の減量

廃棄物については、市立病院の新館の整備等に伴う手術室、救急科処置室、集中治療室等の拡大による急性期医療の増加により、総量は増加するが、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、分別の更なる徹底とリデュース、リユース、リサイクルの更なる推進等により、単位床面積当たりの事業系一般廃棄物の排出量を削減する。

### (3) 省資源・省エネルギーの推進

エネルギーについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、設備機器の高効率化や適切な運転管理等により、単位床面積当たりのエネルギー消費量を削減する。

【関連する数値目標】

(市立病院)

目 標 項 目	21 年度 (実績)	26 年度 (目標)
単位床面積当たりの温室効果 ガス排出量 [CO <sub>2</sub> 換算 kg /m <sup>2</sup> ]	1 5 2 . 8	1 4 5 . 2
単位床面積当たりの事業系 一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	1 1 . 0 1	1 0 . 4 8
単位床面積当たりの エネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3 , 4 0 2	3 , 2 3 2

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度から平成26年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入	営業収益	56,483
	医業収益	50,811
	運営費交付金	5,648
	その他営業収益	24
	営業外収益	4,265
	運営費交付金	3,150
	その他営業外収益	1,115
	資本収入	12,523
	長期借入金	11,436
	その他資本収入	1,087
	その他収入	0
	計	73,271
	支出	営業費用
医業費用		52,237
給与費		28,178
材料費		13,192
経費		10,542
研究研修費		325
一般管理費		2,452
給与費		1,729
経費		723
営業外費用		1,369
資本支出		16,986
建設改良費		12,700
償還金		4,286
その他支出	0	
計	73,044	

（注）期間中の診療報酬の改定，給与改定，物価の変動等は，見込んでいない。

（人件費の見積り）

期間中の総額として29,907百万円を見込む。

なお，この金額は，役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当及び休職者給与の額の合計である。

2 収支計画（損益計画）（平成23年度から平成26年度まで）

(単位：百万円)

区 分		金 額
収 益 の 部	営業収益	56,623
	医業収益	50,745
	運営費交付金収益	5,648
	資産見返運営費交付金戻入	0
	資産見返工事負担金等戻入	0
	資産見返補助金等収益	198
	資産見返物品受贈額戻入	9
	その他営業収益	23
	営業外収益	4,235
	運営費交付金収益	3,150
	その他営業外収益	1,085
計	60,858	
費 用 の 部	営業費用	57,586
	医業費用	54,894
	給与費	28,023
	材料費	12,598
	経費	10,060
	減価償却費	3,903
	研究研修費	310
	一般管理費	2,692
	給与費	1,728
	経費	689
	減価償却費	275
営業外費用	2,525	
計	60,111	
経常損益	747	
臨時損失	△ 905	
純損益	△ 158	

3 資金計画（平成23年度から平成26年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資 金 収 入	営業活動による収入	57,598
	診療業務による収入	50,811
	運営費交付金による収入	5,648
	その他業務活動による収入	1,139
	投資活動による収入	3,154
	運営費交付金による収入	3,154
	その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	12,519
	長期借入れによる収入	11,436
	その他の財務活動による収入	1,083
	前期中期目標の期間からの繰越金	0
	計	73,271
	資 金 支 出	営業活動による支出
給与費支出		28,178
材料費支出		13,192
その他の業務活動による支出		14,688
投資活動による支出		12,700
有形固定資産の取得による支出		12,700
その他投資活動による支出		0
財務活動による支出		4,286
長期借入金の返済による支出		918
移行前地方債償還債務の償還による支出		3,368
その他の財務活動による支出		0
次期中期目標の期間への繰越金		227
計		73,271

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

1,650,000千円

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

病院施設の整備及び医療機器等の購入に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金は、次に掲げる額とする。

- (1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する算定方法（厚生労働大臣の定め）により算定した額並びに介護保険法に規定する食費の基準費用額、居住費の基準費用額及び滞在費の基準費用額として厚生労働大臣が定める額（料金に係る診療、在宅サービス、施設サービス等が、消費税法に規定する課税資産の譲渡等に当たる場合にあつては、当該額に100分の108を乗じて得た額）
- (2) 前号の規定により難しいものについては、別に定める額

### 2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

## 第11 地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設、医療機器等整備	総額 12,700百万円	京都市からの長期借入金等

### 2 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。

### 3 中期目標の期間を超える債務負担

#### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

項 目	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還 債務	3,368	3,541	6,909

#### (2) 長期借入金

(単位：百万円)

項 目	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還 債務	918	10,517	11,435

(3) 京都市立病院整備運営事業

(単位：百万円)

事業期間	平成22年度 事業費	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費 (契約額)
平成21年度 ～平成39年度 (18年間)	3,916	25,775	57,581	87,272

(注) 京都市立病院整備運営事業に係る契約には、薬品、診療材料等の調達予定単価を定め実際の調達数量に応じて支払額が定まる出来高払い部分を含んでおり、総事業費（契約額）は、予定数量を調達した場合の金額である。このため、薬品、診療材料等の実際の調達数量により、支払額は、変動する。

支払額の上限は、平成20年12月に京都市会の議決を得て京都市長が定めた債務負担行為の上限である90,654百万円と同額とする。

4 積立金の処分に関する計画

なし